



## 2019 年度 国際問題委員会 活動報告書

変容するグローバル社会における新たな「連携」のあり方  
～ 日本が目指すべきところ～

2020 年 5 月 27 日  
公益社団法人 経済同友会

本報告書は、2019年度事業計画に基づく活動成果をとりまとめたものです。公表時点で課題となっている新型コロナウイルス感染症問題を十分検討・反映したものではありません。

## 目 次

．はじめに .....	1
．国際問題委員会での考察 .....	3
1．経済連携に係る問題意識	
2．現在の国際社会が抱える経済連携上の課題と現状	
（1）貿易やテクノロジー等を巡る大国間の衝突と現在までの進捗	
（2）経済連携分野での「国際協調」に対するスタンスの二極化	
（3）多国間でのルール形成の困難化と足許の動き	
3．「ルールベースの国際秩序」再構築における日本の役割	
（1）国際的なルール形成システムの再構築	
（2）既存経済連携協定を梃子に、さらなる経済連携を推進	
4．「ルールベースの国際秩序」再構築に向けた日本と日本企業の役割	
．安全保障分科会での考察 .....	18
1．安全保障に係る問題意識	
2．エネルギー安全保障・食糧安全保障の現状と、日本として取るべき戦略	
（1）エネルギー安全保障	
（2）食糧安全保障	
3．「Economic Statecraft」に対する日本としての向き合い方	
（1）「Economic Statecraft」が活用されるようになった背景	
（2）主要国による「Economic Statecraft」の取り組み	
（3）日本の「Economic Statecraft」の取り組み	
4．経済安全保障について、日本および日本企業に求められる姿勢	

. 国際協調分科会での考察 .....	37
1 . 国際協調に係る問題意識	
2 . 日本政府が参画する主な国際協調体制の現状	
( 1 ) 「主要国」がグローバル・イシューを議論する協議体 ( G 7、G20 )	
( 2 ) アジア太平洋圏での経済協力を推進する協議体 ( APEC )	
( 3 ) 国際ルールを策定する国際機関 ( OECD、WTO )	
( 4 ) 紛争解決を目的とした枠組み ( 国連安全保障理事会、国際司法裁判所 )	
3 . 民間としての国際協調体制への取り組み方	
( 1 ) 官民が連携してできる取り組み	
( 2 ) 民間主導で推進・実現すべき取り組み	
4 . 追求が求められる、日本の理念としての国際協調	
. おわりに .....	51
活動実績 ( 国際問題委員会、安全保障分科会、国際協調分科会 ) .....	53
委員名簿 ( 国際問題委員会、安全保障分科会、国際協調分科会 ) .....	55

## はじめに

現在、国際社会は、先進国をはじめとしたポピュリズムの高まり、これを受けた自国優先主義・保護主義の台頭などを背景に、グローバルな「連携」において、さまざまな課題に直面している。

例えば経済連携面では、米中間、米欧間などで貿易やテクノロジーを巡る対立が先鋭化している。実際、多国間経済連携協定の交渉からは主要国が離脱し、国際会議では効果的なコミットメント発出への合意形成が困難になるなど、経済連携への取り組みが国際的に大きく揺らいでいる。さらには、ルールメイキング機能を有すべき WTO 等の国際機関も、その機能を十分に発揮できているとは言い難い。

また、経済連携面のみならず、安全保障面においても多くの問題が生じている。中東地域や朝鮮半島の情勢が懸念材料となっているほか、中国を含む新興国の急速な経済成長を背景としたエネルギーや食糧の需給構造の変化や、地政学的リスクへの対応に経済的手法を併用・活用するケース（例：経済制裁等）の増加を受け、「伝統的安全保障」の枠を超え、経済的影響を考慮した「経済安全保障」としての体制整備が急務となっている。

こうしたグローバル社会の変化を受け、日本は、経済連携面や安全保障面で難しい対応を迫られつつも、G7やG20といった国際会議、国際機関等でのルールメイキングに係る協議、経済連携協定に係る交渉、そして二国間・多国間での首脳・閣僚会談などにおいて、「国際協調」の重要性を関係国に説き、その維持・拡大に努めてきた。そうした日本の行動・姿勢は、関係国からも一定の評価を得ている。ただし足許の現状を見ると、外交上の課題が、国際協調のもとで解決の方向に向かっているケースは依然として限られている。さらに直近では、環境問題や新型コロナウイルス感染症問題など、その対処・解決においてグローバルでの「連携」が不可欠な新たな課題も登場している。

本委員会では、2つの分科会（安全保障分科会および国際協調分科会）を立ち上げ、経済連携上の課題については国際問題委員会が、経済安全保障上の課題については安全保障分科会が取り扱い、そうした課題の解決に向けた国際協調のもとでの方策を国際協調分科会において議論した。各会合では主に、日本が外交課題の解決と国益最大化を両立させるために、グローバル社会において、どのよう

な役割を担い、どのような取り組みを実施していくべきか、そしてその中で民間企業が果たすべき役割は何か、といった点について検討・考察した。

なお本報告書は、2019年度の国際問題委員会の活動を取りまとめたものであり、有識者へのヒアリング、報告書内容の議論等については、基本的に新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大以前に行ったものである。そのため本報告書では同問題への対処等について具体的に記述していない。現時点では未だ先行きは見通せていないが、新型コロナウイルス感染症のパンデミック収束後、世界経済やグローバル社会の在り様が大きく変わることは間違いない。しかし、グローバル社会における日本の立ち位置を考えれば、国際協調のもとでの「連携」が一層重要となるという、本報告書の基調となる論旨には変わりはないと考え、大きな修正を行わないこととした。

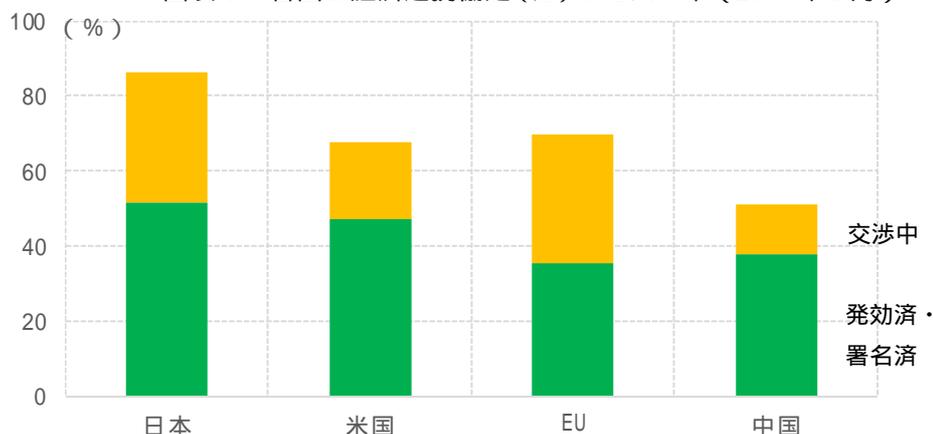
## ．国際問題委員会での考察

### 1．経済連携に係る問題意識

近年、自国優先主義・保護主義の拡大に伴い、貿易やテクノロジーを巡る衝突、経済連携協定からの離脱、が目立っていることに加え、WTO等の国際機関や多国間会議におけるルール形成が機能不全に陥るなど、経済連携における国際協調体制に綻びがみられる。これまで一定程度機能してきた「ルールベースの国際秩序」が、大きく揺らいでいる、と言える。

こうした中で日本は、2019年に議長国を務めたG20において、首脳宣言に貿易に絡む文言を盛り込むことや、さまざまなイニシアチブを取りまとめることに成功した。加えて、CPTPPおよび日EU・EPA、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定といった経済連携協定を発効させることで、自由貿易体制の推進と、国際協調体制の維持・拡大に注力してきた。実際、日本が参加する経済連携協定のカバー率<sup>1</sup>は51.6%と、米国の47.1%、EUの35.5%、中国の37.7%よりも高くなっている(図表1)。さらに、交渉中の国まで含めると、日本のカバー率は86.2%と他の3カ国・地域を大幅に上回り、自由貿易圏の構築に、いかに積極的であるかが見て取れる。

図表1：各国の経済連携協定(注)のカバー率(2019年3月)



(注) EPA、FTA、日米貿易協定

(資料) 経済産業省「通商白書」を基に経済同友会事務局作成

本章では現在の国際社会が抱える経済連携上の課題を整理し、そうした課題を解決に導く「ルールベースの国際秩序」を再構築するために、日本が自由貿易・国際協調の旗手としてどのような役割を担うべきか、を検討する。

<sup>1</sup> 全貿易額に占める経済連携協定(EPA、FTA、日米貿易協定)の署名・発効済国との貿易額の割合。

## 2. 現在の国際社会が抱える経済連携上の課題と現状

現在の国際社会においては、二国間・多数国間どちらの経済連携協議においても、参加国間の合意を形成することが難しくなっている。実際、主要国間で貿易やテクノロジー分野を巡る対立が顕在化しているほか、米国の TPP からの離脱など、主要国が経済連携協定交渉から離脱する事態が生じている。加えて、多国間のルール形成・紛争解決機能も機能不全に陥っているなど、経済連携上の課題が数多く存在する。

### (1) 貿易やテクノロジー等を巡る大国間の衝突と現在までの進捗

米中間の貿易を巡る緊張は、双方の関税引き上げを中心に、2019 年後半まで激化の一途を辿った。米国が 2018 年 7 月に、知的財産権侵害を理由として制裁関税（第 1 弾）を実施したことを皮切りに<sup>2</sup>、2019 年 9 月の制裁関税（第 4 弾<sup>3</sup>）に至るまで、双方が対象品目・規模を拡大させてきた。制裁関税が重なるに連れて、例えば米国側からの対象品目が、家具や玩具、携帯電話といった、米国消費者の生活に直結した製品にまで及ぶことになり、先行き不透明感などの心理的要因も相俟って、徐々に両国経済への悪影響が顕在化し始めた（図表 2）。

図表 2：世界、米国、中国の経済見通しの変遷

		予測実施年月							予測の変化	
		2018年		2019年				2020年	2018年7月(注)	
		7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	~2020年1月	
予想対象年	世界	2018年	3.9	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.6	0.3
		2019年	3.9	3.7	3.5	3.3	3.2	3.0	2.9	1.0
		2020年	-	3.7	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3	0.4
	米国	2018年	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	0.0
		2019年	2.7	2.5	2.5	2.3	2.6	2.4	2.3	0.4
		2020年	-	1.8	1.8	1.9	1.9	2.1	2.0	0.2
	中国	2018年	6.6	6.6	6.6	6.3	6.6	6.6	6.6	0.0
		2019年	6.4	6.2	6.2	6.1	6.2	6.1	6.1	0.3
		2020年	-	6.2	6.2	6.0	6.0	5.8	6.0	0.2

(注) 2020 年の予測の変化は、2018 年 10 月の調査を基準に算出

(資料) IMF「World Economic Outlook」を基に経済同友会事務局作成

<sup>2</sup> なお、米国は 2018 年 3 月に、安全保障上の理由から、中国からの鉄鋼・アルミニウム輸入に係る関税も引き上げている。

<sup>3</sup> 第 4 弾は、2019 年 9 月発動分と 12 月発動分に分かれており、前者は発動したが、後者は後述の「第一段階の合意」により発動が回避された。

こうした中、両国は同年 12 月に、「第一段階の合意」を発表し（本年 1 月に正式合意）、米中対立は一息ついた格好となった。もっとも、発動済の制裁関税は未だ残存しており、引き続き第二段階以降の合意に係る交渉が続けられている。そして、この問題の根底には安全保障上の問題等を背景としたテクノロジー覇権争いがある<sup>4</sup>ため、両国の対立は今後一時的に沈静化したとしても、長期的には継続する可能性が大きいとみられている。

また、米欧間の貿易を巡る交渉も対立が続いている。2018 年 7 月に双方が交渉開始に合意<sup>5</sup>し、2019 年 4 月には EU において交渉開始が最終承認されたが、現時点（2020 年 4 月）では交渉に目立った進展が見られない。背景としては、まず、関税分野の協定の範囲について、双方の方針の差異が大きいことがある。欧州は工業製品に限定したい意向<sup>6</sup>がある一方で、米国は農産品も含めたい意向がある。さらに、米国が通商法 232 条<sup>7</sup>に基づいて自動車・部品に関税を課したこと、それに対し EU が対抗措置を取ったことも米欧対立の解消における障害の一つとなっている。また、EU からの航空機大手メーカーエアバスへの補助金と、それに対する米国の対抗措置<sup>8</sup>も、両地域が対立する一つの要因となっている。なお、大手コンサルティング会社 Eurasia Group は、2020 年の「10 大リスク」の一つとして、例えば航空機等の軍需品貿易や次世代通信規格「5G」等の技術開発・普及など、多国間協調を追求する欧州が、米中と争うというシナリオ「欧州の地政学」を挙げている（次頁図表 3）。

---

<sup>4</sup> トランプ大統領は 5 月、国家安全保障にリスクがある企業の通信機器の米国内企業による調達を禁じる大統領令に署名し、米商務省も、ファーウェイと関連企業を（輸出管理法に基づき）安心上懸念がある企業リストに追加した。これにより、同社との取引を希望する企業は、ライセンス取得が求められることになった（ライセンス期間は 90 日間。その後 8 月と 11 月にそれぞれ 90 日間延長）。

<sup>5</sup> 自動車を除く工業品に関する関税、非関税障壁、および補助金の撤廃に向けて取り組むことに合意。

<sup>6</sup> 2019 年 4 月の EU 内での最終承認では、農業分野は交渉対象から除外されていた。

<sup>7</sup> 「国家安全保障の脅威となる輸入品」に対して、輸入制限（追加関税、輸入割当等）を発動する権限を大統領に付与している。

<sup>8</sup> WTO は米国の対抗措置を是認している。

図表3：2020年の「10大リスク」

項目	概要
誰が米国を統治するか？	米大統領選挙、選挙無効の申し立て、政治的空白
米中デカップリング	テクノロジー対立に起因する中国企業への投資減少
米中関係	出資規制、制裁、技術管理等
世界の溝を埋められない多国籍企業	企業は対立的な規制や地政学的環境に直面
モディ化されたインド	経済ナショナリズムを掲げるヒンズー至上主義の拡大
欧州の地政学	軍需品貿易・技術開発の障壁排除に向けた米中との闘争
気候変動に関する政治と経済	市民や投資家の圧力が化石燃料企業に向かう
イスラム教シーア派の三日月地帯	中東情勢（イラン、イラク、シリア）が不安定化
南米の不満	低成長、汚職、低品質の公共サービスへの怒りが高まる
トルコ	内外からトルコ大統領への批判が集中

（資料）Eurasia Group「Top Risks for 2020」（2020年1月公表）を基に経済同友会事務局

## （2）経済連携分野での「国際協調」に対するスタンスの二極化

足許、国際社会には、多国間の経済連携協定に後ろ向きな国（例：米国、インド）と、前向きな国（例：日本、欧州）が混在し、大国のなかで「国際協調」に対するスタンスの二極化がみられる。

米国が2017年1月に離脱を表明したTPP協定は、残りの11カ国でCPTPPとして合意・署名し2018年12月に発効。また日EU・EPAも、CPTPPが後押しする形で交渉が急速に進展し2019年2月に発効した<sup>9</sup>。さらに両協定が後押しし<sup>10</sup>、日米貿易協定および日米デジタル貿易協定も、過去の交渉と比較して異例の速さで、そしてUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）のように厳しい原産地規則や総量規制

図表4：各経済連携協定の交渉の経緯と要した時間

		日米通商協定	日EU・EPA	CPTPP	TPP
交渉の経緯	交渉開始で合意	2018年9月	2013年3月	-	2010年3月
	交渉開始（A）	2019年4月	2013年4月	2017年3月 （閣僚会合）	2010年3月 （日本は2013年7月）
	大筋/大枠合意（B） （意見の一致）	2019年8月	2017年7月	2017年11月	2015年10月
	最終合意・交渉妥結	2019年9月	2017年12月	-	-
	署名（C）	2019年10月	2018年7月	2018年3月	2016年2月
	発効（D）	2020年1月	2019年2月	2018年12月 （6カ国）	発効せず
要した時間	交渉開始（A） 大筋合意（B）	5ヵ月	52ヵ月	9ヵ月	68ヵ月
	大筋合意（B） 署名（C）	2ヵ月	13ヵ月	5ヵ月	4ヵ月
	署名（C） 発効（D）	3ヵ月	8ヵ月	10ヵ月	-

（資料）各種資料を基に経済同友会事務局作成

<sup>9</sup> 発効までの交渉の経緯・詳細等については、経済同友会『経済連携のさらなる拡大と深化に向けて』（2019年5月9日）を参照。

<sup>10</sup> 自国の貿易における競争条件が劣後するとの思惑が働き、交渉が前に進んだ、との意見も多い。

等が入らない形で 2019 年 10 月に署名され、2020 年 1 月に発効に至った（前頁図表 4）。

一方、TPP から離脱した米国は、同協定への復帰には依然として消極的である。また 2019 年 11 月、インドは RCEP に参加しないことを表明した<sup>11</sup>。背景には対中貿易赤字の拡大懸念があるとされる。日本は、経済的、政治的、安全保障的に「インド抜き」の協定は考えていない」とのスタンスだが、参加国のなかには「インド疲れ」を起こしている国もあり、中国などは、インド抜きでの合意も視野に入れ始めているとの観測もある。

また、データについて、通信量が年々増加し、今後もその傾向が持続することが予測され、その重要性が大幅に高まるなか、デジタル貿易、データ流通、あるいはデータ囲い込みに関する各国の立場の違いも鮮明になり、ルールメイキングやルールそのもののあり方が、世界的に大きな論点となっている（図表 5）。

図表 5：世界のデータトラフィックの推移および予測



（注）エクサバイト（1EB=100万テラバイト=10億ギガバイト）

（資料）総務省「情報通信白書（令和元年版）」を基に経済同友会事務局作成

実際、米国は少数の国でのルール形成を志向する一方、EU や中国は多数の国によるルール形成を志向し、また、先進国と新興国では求めるルールの厳格さも大きく異なっている。そうしたなかで日本は、日 EU・EPA<sup>12</sup>や日米デジタル貿易協定<sup>13</sup>

<sup>11</sup> インド外相は、この決定について「悪い合意よりも、現時点では合意がない方が良い」と判断したからだと説明している。

<sup>12</sup> 日本と EU 間での電子的な送信への関税の賦課の禁止や、ソースコード開示要求の禁止等を規定している。

<sup>13</sup> データの自由な流通という観点から、データ・フリーフローの原則やデータローカライゼーション

なども発効させ、デジタル・データに係るルールメイキングに積極的に関与してきた。

また、WTO における電子商取引交渉では、日本を含む有志国会合<sup>14</sup>を立ち上げたほか、データ流通・電子商取引に関する国際的なルール作りについて、次回の閣僚会合（MC12、2020 年 6 月に開催予定）までに実質的な進捗を得ることを目標としている<sup>15</sup>。なお、日本が提唱し、大阪 G20 の首脳宣言にも盛り込んだ DFFT（Data Free Flow with Trust、「信頼性のある自由なデータ流通」）については、「Trust」部分の解釈が、例えば米国と中国とでは大きく異なる、との指摘もあるため<sup>16</sup>、そうした対立点を解きほぐしていく必要がある。

### （3）多国間でのルール形成の困難化と足許の動き

米国の反対もあり、ここ数年は G7 や OECD 閣僚理事会、APEC などでも、実効性のある声明・宣言・コミュニケは取りまとめられてこなかった。多数のメンバーが参加する G20 でも、自国優先主義が蔓延し、利害関係が錯綜するなかで、全体としての意思統一を図ることが難しくなっている。こうした中、大阪 G20 では、日本が主導することで、首脳宣言等において通商面での国際協調の姿勢を示すことに成功した。

通商面と同様に環境面での合意形成も近年困難となっている。その一例として、2019 年 12 月に開催された COP25（気候変動枠組条約第 25 回締約国会議）では、国内の温室効果ガス削減目標を部分的に国外で達成することを認める市場メカニズムのルールについて、先進国（欧州等）と新興国（中国等）との主張の隔たりが大きく、目標設定に係る合意を見送る結果となった<sup>17</sup>。2020 年 1 月に開催された世界経済フォーラム（ダボス会議）においても、環境問題には特に焦点が当たり、かつ対立もみられたテーマとなっており、どのように世界全体で意思統一を図っ

---

ンへの要求の禁止、データの保護の観点からは、ソースコード・アルゴリズム開示要求の禁止、特定暗号の強制的使用および暗号開示要求の禁止、などが盛り込まれている。

<sup>14</sup> 米国・EU・中国や多くの途上国を含む約 80 加盟国が参加。

<sup>15</sup> 大阪 G20 の際に開催された首脳特別イベントで立ち上げが宣言された「大阪トラック」にて合意済。

<sup>16</sup> 中国は「（人民を）管理するもの」への信頼、米国は「合意済ルール」への信頼、という解釈になると言われている。

<sup>17</sup> また、温室効果ガス削減に係る各国の具体的行動に対して、成果文書には「可能な限り最も高い野心を持って、現行の温室効果ガス削減目標を引き上げることを求める」との文言が入っているものの、あくまで自発的な努力を促したものであり、拘束力はない。

ていくかが大きな課題となっている。

WTO は全会一致のコンセンサス・ルールに基づいているため、世界的に保護主義的な風潮が強まっている現状では、多数の関係国<sup>18</sup>の利害を調整しきれず、ルール形成機能は十分に働いていない。そもそも WTO 発足以降「新たなルール」を策定できたケースは極めて限られている<sup>19</sup>、との指摘もある。また、WTO の紛争解決制度は、既に機能停止状態に陥っている<sup>20</sup>。加えて、日韓の水産物輸入に係る事例（2019 年 4 月）のように、上級委員会がパネルの判断を破棄した場合、そこで事実上の勝訴・敗訴が決まるという、根本的な構造問題も抱えている。そのため、大阪での G20 の首脳宣言に盛り込まれたように、早急な WTO 改革が求められる状況となっている。

---

<sup>18</sup> 2020 年 3 月時点で 164 の参加国・地域。

<sup>19</sup> WTO 創設（1995 年）後、貿易の円滑化協定、政府調達協定の改定、ITA（情報技術協定）の 3 つのルールメイキングのみ。

<sup>20</sup> 米国が委員の承認を拒否していることもあり、現在上級委員会の委員は 1 名のみ。上級委員会での審議には委員が 3 名必要であるため、審議そのものできない状況。

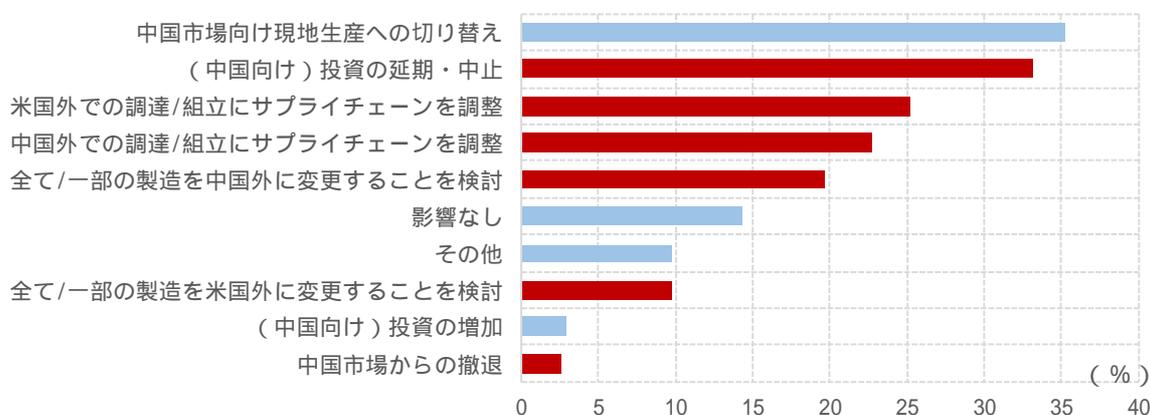
### 3. 「ルールベースの国際秩序」再構築における日本の役割

世界が直面する経済連携上の課題の解決には、まずは国際会議や国際機関を通じて「ルールベースの国際秩序」を再構築することが必要と言える。加えて、通商面でのルール形成システムの機能回復を果たし、新たな、そしてより広域の経済連携協定を実現することが不可欠である。こうしたプロセスのなかで、日本がどのような役割を担い、責任を負うかが問われている。

#### (1) 国際的なルール形成システムの再構築

米中の貿易対立は、当面根本的な解決の目途が立たず、グローバルサプライチェーンの分断が懸念される状況となっている<sup>21</sup>。実際、中国への投資の延期・中止や、サプライチェーンの組み換え、中国外への製造移管を検討している企業も一定数存在している（図表6）。さらにこうした傾向は、日本企業の一部にも出てきており<sup>22</sup>、その影響がグローバルに波及していることが確認できる。加えて、2019年末頃からの中国発の新型コロナウイルス感染症問題の展開次第では、こうした動きが加速しかねない状況になっている。

図表6：在中米国企業へのアンケート  
「関税措置は中国でのビジネスにどのような影響を与えるか」



(資料) 在中米国商工会議所によるアンケート(2019年5月)を基に経済同友会事務局作成

こうした中、日本としては、世界第3位の経済力、長期政権を基盤とする政治的安定性、世界に友好国を有する国際性、さらには米中両国と一定の関係を保っていることを活用し、両国に「ルールベースの国際秩序」を構築する枠組みへの

<sup>21</sup> その結果、世界の経済圏が米国と中国で二分化される、との懸念を示す声もある。

<sup>22</sup> ダイヤモンド社のアンケート(2019年6月15日「週刊ダイヤモンド」)では、米中対立への対応策として、米国依存の強いメーカー147社のうち、「生産拠点のシフト」を13社が、そして「サプライチェーンの組み替え」も13社が検討している、との結果が出ている。

参加を促していくことが求められる。

また、大阪 G20 において日本は、「自由、公正、無差別で透明性があり予測可能な安定した貿易および投資環境を実現し、開かれた市場を維持」という文言や、WTO 改革を盛り込んだ首脳宣言を発出することに成功したほか、DFFT の考え方を参加国と共有し、G20 枠外で、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りのプロセス「大阪トラック」の立ち上げを宣言するなど、国際協調に係る新たな方向性を提示できた。

日本は、次回会合でもトロイカ体制<sup>23</sup>のもとで会合運営に関わっていく立場であるため、自国開催で取りまとめた上記の方向性が今後も維持されるよう、これまでの日本の国際会議での経験を踏まえ、引続きリーダーシップを発揮して、国際協調体制の推進を追求していくことが求められる。

環境問題に関しては、先進国と新興国とで意見が一致していない現状を踏まえると、世界の進むべき方向性について、グローバルな議論をより一層深めていく必要がある。そのうえで、ビジネス活動を営む民間企業を含む、社会の全ステークホルダーにとっての持続可能性について、共通認識を作り上げていく必要があろう。

その際、日本としては、まず国民的議論を促進し、議論を通じて形成されたコンセンサスをベースに、自らの今後の立ち位置・方針を策定していく必要がある。そのうえで、そうした日本の方向性を、自国の取り組みの詳細な説明<sup>24</sup>とともに世界に明示し、認識・理解してもらう努力も不可欠である。その際には民間企業も、その技術を活かして環境イノベーションを推進し、日本および世界の環境問題の解決に寄与する姿勢である点を、主張していくべきである<sup>25</sup>。

さらに日本は、機能不全に陥っている WTO の改革にもリーダーシップを発揮していくべきである。WTO の意思決定については、全会一致のコンセンサス方式ではなく、小規模グループでの合意を図る方法（プルリ方式）を活用し、そこでの合意を WTO 参加国に広げていく方法が現実的である。実際、プルリ方式で、2017 年

---

<sup>23</sup> G20 で、議長国に加え、前議長国と次期議長国が運営に参加する。大阪 G20 の時は、前議長国がアルゼンチン、次期議長国がサウジアラビアだった。

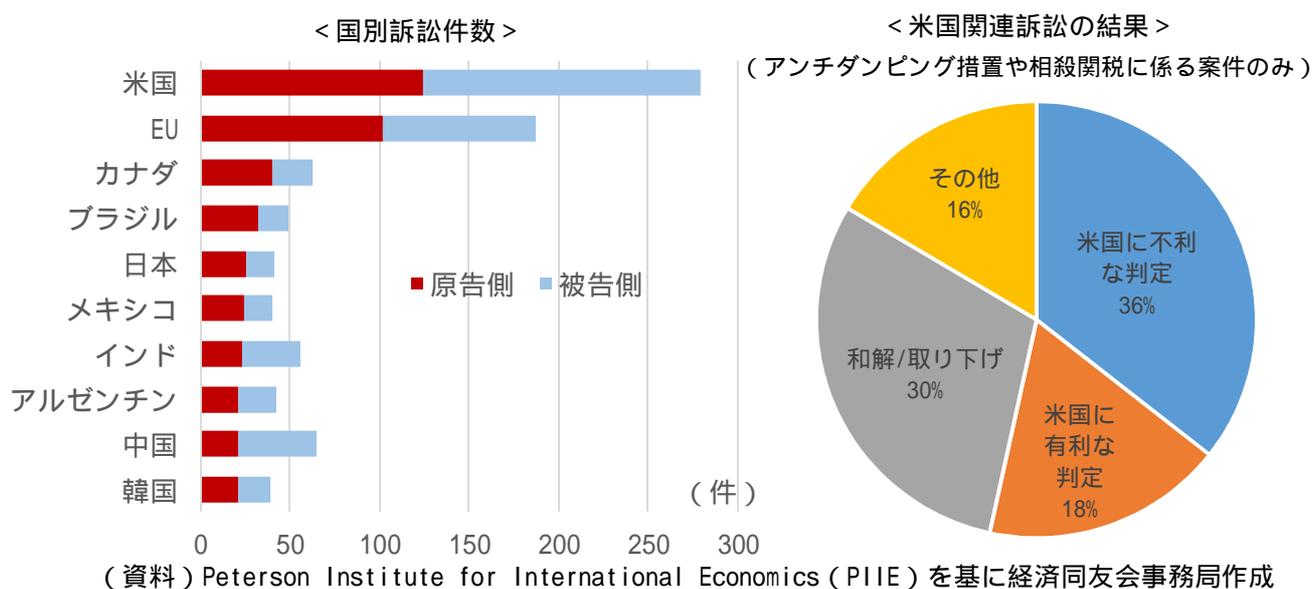
<sup>24</sup> 例えば、火力発電では、最新鋭技術を国外に展開し、エネルギーの需要の大きい地域（新興国等）の火力発電所を高効率のものに置き換えることで、化石燃料への依存の「実質的な削減」を実行する、という考え方に対し各国の理解を求めていく必要がある。

<sup>25</sup> より詳細かつ具体的な議論については、国際協調分科会において実施している（38 頁参照）

には情報技術協定（ITA、現在 82 カ国・地域が参加）が発効したほか、環境物品協定（EGA、現在 18 カ国・地域）、サービス貿易協定（TiSA、現在 23 カ国・地域）、電子商取引（現在 78 カ国）等も現在交渉中である。過去の実績を梃子に、実態に合ったルール策定手法の活用を広げていくべきである。

WTO の紛争解決制度については、日・豪・チリが 2019 年 4 月に改革案を提示したが、根本的な原因究明を求める米国の主張により、採択には至らなかった。また、2020 年 1 月にスイスのダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、EU が紛争解決に係る暫定的な枠組みを構築することを提案し、中国やブラジル、韓国を含む 17 カ国が合意したものの、日本や米国は、この合意には賛同していない<sup>26</sup>。米国は本制度の最大の利用者ではあるが、上級委員会での過去の判断に強い不満を持っている（図表 7）。日本は、WTO の紛争解決制度についても、米国の説得役も含め、多くの主要国が賛同できる制度の構築に向けて、同制度の改革に主導的な役割を果たすべきである。

図表 7：WTO 紛争解決制度における訴訟の動向（1995 年～2019 年 10 月）



日本主導でルール形成システム・紛争解決制度を再構築するには、日本を信頼し、その主張に賛同してくれる「仲間」の拡大に取り組むことも重要である。「仲間」作りにあたり、日本の ODA の予算はピークから半減している状況であり、成長著しい中国との資金規模面での競争は現実的でないものの<sup>27</sup>、債務国側の持続可

<sup>26</sup> 日本および米国は、WTO 非公式閣僚会合には参加していた（35 カ国が参加）。

<sup>27</sup> 中国の資金援助は、「債務の罠」（過剰融資によって、債務国側の内外政策等が債権国側の影響・

能性に配慮した支援は、そうした「仲間」作りに有益だと思われる。さらに、例えばベトナム、ラオス、ミャンマーなどで日本が実績を誇る「法整備支援」は、中国が簡単には取り組めないものであり、今後も日本の競争優位を示し得る。民間企業の観点からは、現地の中小企業やスタートアップ企業に対して、技術、ノウハウあるいは資金を何らかの形で提供することも、「仲間」作りの大きな要素になるのではないかと。留学生受け入れの拡大を含め、いかに「知日派」・「親日派」を個人単位・国家単位で作っていくかが、日本の今後の課題である。

## (2) 既存経済連携協定を梃子に、さらなる経済連携を推進

現実論としては、日本にとってインドとの貿易は必ずしも大きいものではなく、日インド EPA も締結済であることを踏まえると、インドの RCEP 参加は、日本の貿易体制に大きな直接的影響を及ぼすものではない。実際、日本の経済連携協定のカバー率だけを見れば、RCEP の合意によって増加する割合は中国および韓国の部分のみであり、日中韓 FTA の合意をもって補完できるという論点はある(図表 8)。

図表 8：日本の経済連携協定と経済連携協定のカバー率 (%)

	経済連携協定 カバー率	発効・署名済		交渉中							
		署名・発効済 経済連携協定	TPP 11	日EU・ EPA	日米 貿易 協定	AJCEP	経済連携 協定全体	日中韓 FTA	RCEP	経済連携 協定全体 (含RCEP)	その他 交渉中 経済連携協定
米国	14.9	○			○		○			○	
EU	11.5	○		○			○			○	
メキシコ	1.2	○	○				○			○	
カナダ	1.4		○				○			○	
ニュージーランド	0.4	○	○				○		○	○	
オーストラリア	4.2	○	○				○		○	○	
シンガポール	2.2		○			○	○		○	○	
ベトナム	2.5		○			○	○		○	○	
ブルネイ	0.2		○			○	○		○	○	
マレーシア	2.2		○			○	○		○	○	
ペルー	0.2	○	○				○			○	
チリ	0.6	○	○				○			○	
スイス	0.8	○					○			○	
モンゴル	0.0	○					○			○	
インド	1.1	○					○		○	○	
タイ	3.9	○				○	○		○	○	
その他ASEAN	4.2					○	○		○	○	
中国	21.4							○	○	○	
韓国	5.7							○	○	○	
GCC(注)	7.1										○
トルコ	0.3										○
コロンビア	0.1										○
計	86.2	38.8	15.1	11.5	14.9	15.2	51.5	27.1	48.0	78.7	7.5

(注) 湾岸協力理事会：サウジアラビア、UAE、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート  
(資料) 関税・外国為替等審議会「最近の関税政策と税関行政を巡る状況」を基に経済同友会事務局作成

拘束を受ける状態)になる、との批判もある。

しかし RCEP へのインドの参加には大きな意味がある。日本がこれまで通り経済連携を推進していく方針を堅持する中、RCEP の実現は、国際協調の重要性をグローバルに示す大きな機会となる。そして RCEP の枠組み自体には、その規模や影響力に鑑み、インドの存在は不可欠だと言える。実際、インドを含む RCEP は、人口ベースで世界の約半分、GDP や貿易総額で約 3 割を占める経済圏となることもあり、これを発効させることで、グローバルベースでの「自由貿易体制の推進」というメッセージを、全世界に発信することができる。そのため日本には、交渉離脱を表明しているインドに、粘り強く RCEP 参加を促すことが求められる。インドは安価な中国製品流入に対する警戒感が非常に強いが、貿易自由化の長期的メリットを説明し、近視眼的にならないように促すことが必要である。

日本政府が、米国やオーストラリアと共に推進するインド太平洋イニシアチブ（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）は、アジアとアフリカという 2 つの大陸、太平洋とインド洋という 2 つの大洋を繋げ、経済的繁栄を追求し、平和と安定を確保するコンセプトである。また、経済連携という観点では、CPTPP 加盟国、米国、RCEP 加盟国全てを含む FTAAP<sup>28</sup> という大目標もある。インドを含む形での RCEP への合意は、こうしたコンセプトの実現や目標達成への第一歩であり、日本、ひいては世界経済において、極めて大きな意味を持つと思われる。

日本はこれまで、CPTPP を「戦略的に」合意に導き、これを梃子に日 EU・EPA、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の合意を実現してきた。こうした経験・事実もインドに対する説得力のある交渉材料となる。なおインドに参加を促すプロセスについて言えば、基本的には「当初からインドを含めた RCEP」を大前提とするべきだが、中国が参加する自由貿易圏をまずは創設するという意味でも、CPTPP のように、インド抜きで先行合意し、それを梃子にインドを説得する戦略も、オプションとして捨て去る必要はないと思われる。

加えて、自由貿易圏の拡大という観点では、CPTPP に加盟を希望している東南アジアの国々の動きを、日本が積極的にサポートしていくことも重要である。EU から離脱した英国についても、既に日英直接対話が開始されたが、例えば日英 EPA の締結や CPTPP 参加を促すなど、2020 年 12 月末までの移行期間中に各種貿易協定等の締結を必要とする英国の置かれた立場を踏まえた提案が重要である。

---

<sup>28</sup> Free Trade Area of the Asia-Pacific（アジア太平洋自由貿易圏）

また、データを巡る国際的な議論の場では、データの自由な流通を促進する方向で折り合えるかが焦点となるほか、データ囲い込みを進める中国への対応策の検討も求められる。日本は、WTO 電子商取引有志国会合や日米 EU 三極貿易大臣会合<sup>29</sup>などで、プライバシーやセキュリティに配慮したうえでのデータの自由流通という、まさに日本が発案し提唱している DFFT の考え方に基づいた枠組みの構築に、これまで以上にリーダーシップを発揮することが求められる。

---

<sup>29</sup> 第三国による市場歪曲的措置への対応や、WTO 改革について議論。2017 年 12 月に第 1 回会合を開催し、これまでに計 6 回実施している。

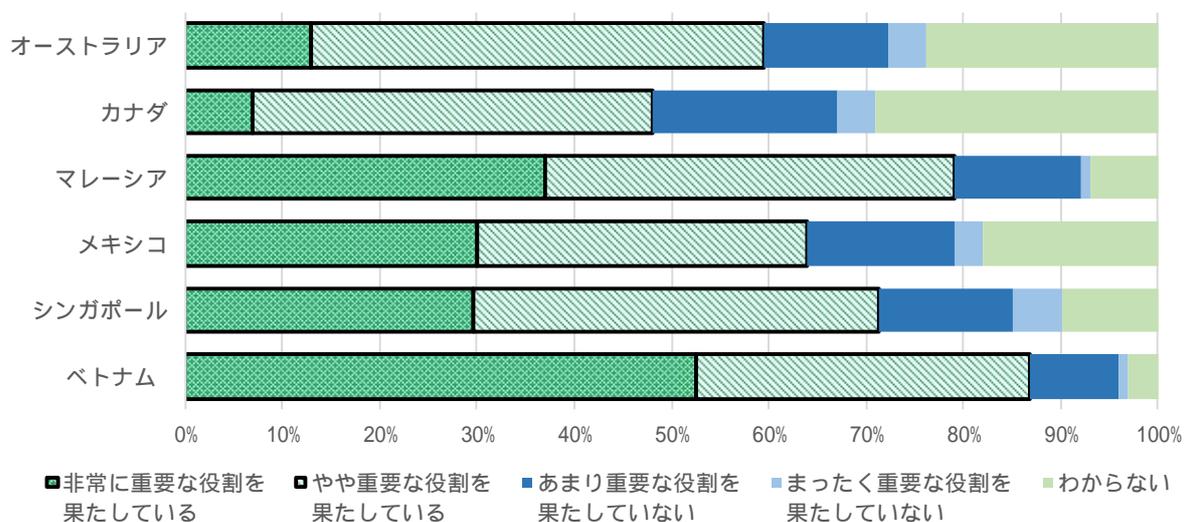
#### 4. 「ルールベースの国際秩序」再構築に向けた日本と日本企業の役割

日本政府の外交基本方針は、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献し、それを通じて日本の国益の確保を図る」というものである。現在の経済連携を巡る諸問題を解決に向かわせるには、日本が自由貿易・国際協調の旗手として、「ルールベースの国際秩序」の再構築に向けて、積極的に行動する必要がある、それは最終的には日本の国益に資すると思われる。

例えば、貿易や先端技術分野での米中、環境分野での欧米あるいは新興国と途上国、データ分野での中国と米欧など、足許でさまざまな対立軸が存在するが、日本は、各国・各地域と一定の友好的な関係を有しているため、世界の調整役としての役割を演じる余地があると考えられる。対立において最も危険なのは、コミュニケーションの窓口を閉ざすことであるため、それをいかに回避するかが、国際協調体制の維持にとっても重要である。日本は、現在そうした方向性で中東にアプローチしているように、国際的コミュニケーションの仲介役としての役割と、場合によっては、交渉のまとめ上げにリーダーシップを発揮することも可能ではないか。

経済同友会は、TPP からの米国離脱後も、経済連携協定の推進・発効を支持してきた。結果として、日本がリーダーシップを発揮して CPTPP を取りまとめたことは、日本が国際社会から高い評価を受けることに繋がったほか（次頁図表9）最近では日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の早期合意が実現するなど、国益に資する効果もあった。今後も、官民が密にコミュニケーションを図ることを通じて、多様な国際問題に対処していくべきである。

図表9：主要な TPP 加盟国による日本の「国際秩序の安定」への評価（％）  
（含む、法の支配、自由民主主義、自由貿易体制）



（資料）外務省「海外における対日世論調査」（平成 30・29 年度）を基に経済同友会事務局作成

また、経済連携協定を含む、「ルールベースの国際秩序」は、日本および貿易相手国の企業がそうした枠組みを有益に活用し、ビジネスを通じて利益を上げ、社会に貢献してこそ、本当の意味が生まれる。見方を変えれば、「ルールベースの国際秩序」の再構築が成功するか否かは、日本企業およびそのパートナーである海外企業の経営者の行動にかかっていると言える。

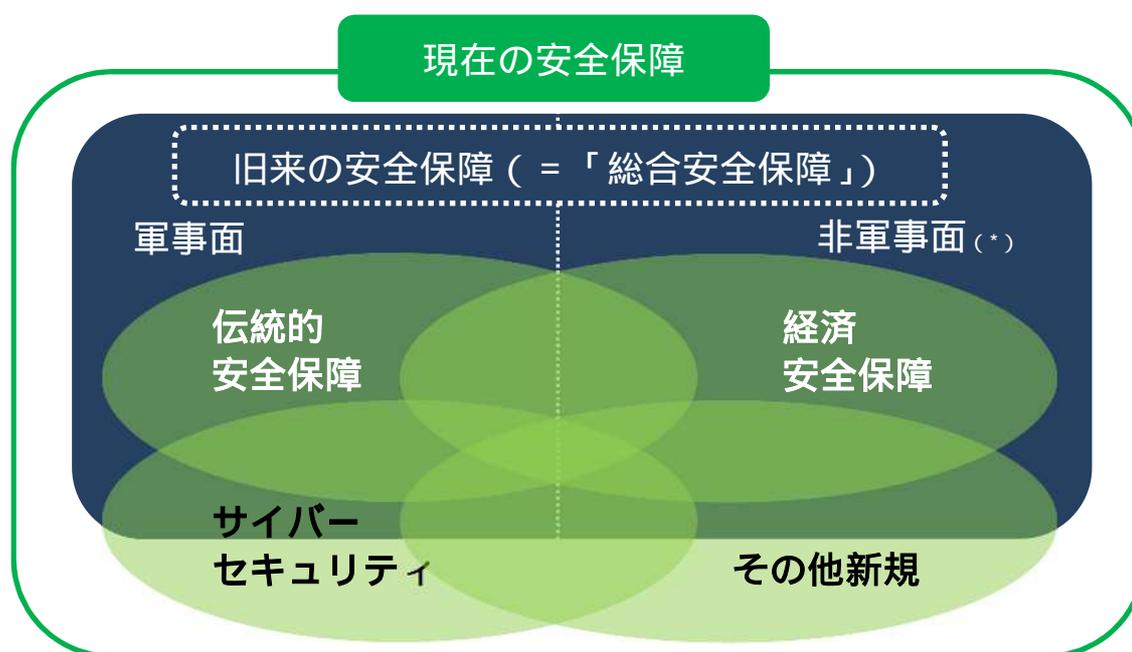
## ．安全保障分科会での考察

### 1．安全保障に係る問題意識

日本は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値観と自由貿易体制の下で経済成長を実現し、世界第3位の経済大国となったが、その背景には、戦後70年間にわたって戦争当事国になることなく、経済活動が阻害されなかったことがある。

もっとも、不安定化する中東情勢や朝鮮半島情勢、中国の急速な経済成長と軍事的台頭、米中間の覇権争いなど、日本を取り巻く安全保障環境はこの数年間で大きく変容している。加えて、新興国の経済成長等を背景としたエネルギー需給構造の大幅な変化、サイバーエリアにおける脅威の拡大など、伝統的安全保障の概念では捉えきれず、経済的影響の大きい新たなリスクも登場している。すなわち、今後の安全保障の枠組みは、地政学的リスクの増大、さらには新たなリスクの台頭も取り込んだ形で、進化していくことが求められている（図表1）。

図表1：現在の安全保障のイメージ



(\*) 気候変動・テロリズム・海賊行為・貧困・金融危機・感染症など

(資料) 経済同友会事務局作成

こうした足許での変化に対し、現在の日本は、必ずしも対応できていないのではないかと、という指摘も多い。日本としては、とりわけ資源確保をはじめとした経済安全保障の枠組みについて、しっかりと検討していく必要がある。実際、世

論調査においても、エネルギー・資源、あるいは食糧の確保は「重点を置くべき」とされている（図表２）。

図表２：対外経済で重点を置くべき分野（複数回答可）

項目	(%)
エネルギー・鉱物資源の確保	58.2
貿易・投資の自由化の推進（WTO、特定の国や地域との FTA、EPA、投資協定の活用などを含む）	43.0
海外における日本企業の活動の支援（外国における電力、鉄道、水、道路等のインフラ整備のための日本企業の海外進出（インフラ海外展開）支援などを含む）	42.1
食料の確保	38.8
日本ブランド（日本の優れた製品・産品や技術）の海外における PR（東日本大震災にかかわる風評被害対策を含む、より積極的な広報）	34.0
日本への観光の促進	28.6
特許などの知的財産権の保護	23.5
諸外国における日本経済への理解の推進	17.4
日本への直接投資の推進	14.0

（資料）内閣府「外交に関する世論調査」（平成 30 年度版）を基に経済同友会事務局作成

すなわち、資源を海外からの輸入に依存する日本として、エネルギーや食糧における、適切な価格での必要量の調達体制が、こうした現在の情勢に適したものになっているかが問われていると言える。今一度エネルギーや食糧といった資源確保の観点から、現在の日本の安全保障体制を精査したうえで、必要あれば、現在の体制を修正していくべきである。

その際には、足許で自国優先主義や保護主義が台頭するなか、国家主権を守る安全保障の確保など国家の戦略的目標のために、軍事的な手段ではなく、貿易管理・投資管理の強化などの経済的な手段を活用する政策、「Economic Statecraft」を用いる国が増加しており、伝統的安全保障と経済安全保障の境界が曖昧になっている点にも留意すべきである。通商交渉の重要性は日本に限らず多くの国で認識されており、自由で公正な貿易体制が経済活動や技術革新を促進することは論を俟たないが、現実には、例えば技術分野における覇権争いが活発化している。日本としては、そうした政策に戦略的にどのように対応していくかを検討する必要がある。

ただし、こうした政策は、一国主義やブロック経済化を招く結果にもなり得るため、「国際協調」を基本的な外交方針とする日本としては、自由、公正・平等、

秩序・法の支配が地球規模で担保された世界の追求を前提としつつ、日本の利益を追求できるような、バランスのとれた運用を目指さなければならない。

こうした問題意識の下、本章では、国民生活や経済活動の基盤であるエネルギーや食糧の安定調達における課題と、「Economic Statecraft」など経済と安全保障のバランスについて考察することで、経済リスクを最小化する安全保障の枠組みや、日本政府や経済界がそのために為すべきことを検討した。

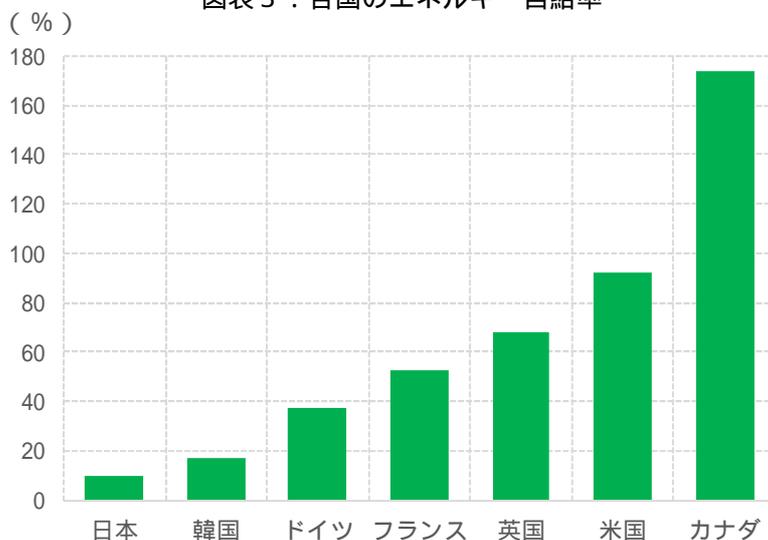
## 2. エネルギー安全保障・食糧安全保障の現状と、日本として取るべき戦略

エネルギーは人間の文化的な生活および生産・通信・輸送など全ての経済活動に、食糧は人間が生存するために、必要不可欠な財である。特に、元来天然資源が乏しく、国土も必ずしも広くない日本は、エネルギーおよび食糧の安定的な調達が困難になれば、経済発展、ひいては国民生活そのものに甚大な悪影響が及ぶ。本節では、「エネルギー安全保障」および「食糧安全保障」を、それぞれ「国民生活、社会・経済活動、国防等に必要なだけの『量』を、受容可能な『価格』で安定的に確保できること」と定義する。エネルギー安全保障・食糧安全保障のあり方の最適化は、わが国にとっての歴史的な課題でもある。

### (1) エネルギー安全保障

日本のエネルギー自給率は、原子力を含めても10%を下回っており、世界の中でも低水準にある(図表3)。さらに日本が支配する海外資源を含む「自主開発エネルギー比率」でも、現状30%に満たない状況にある。

図表3：各国のエネルギー自給率



(資料) 資源エネルギー庁資料を基に経済同友会事務局作成

日本で消費されるエネルギーは8割以上が化石燃料に由来するが、その化石燃料の調達環境が大きく変化している。具体的には、米国におけるシェール革命によって同国が輸出国に転じるなど、石油や天然ガスの需給構造が急激に変化していること、中東情勢の悪化による原油の供給リスクの増大、地球温暖化対応による化石燃料の座礁資産化などである。

また、大手コンサルティング会社 Eurasia Group は、今後 5 ～ 10 年を見通した「将来的なリスク」<sup>30</sup>として、気候変動、地政学的リスク、天然資源の管理など、エネルギーの需給に直結する項目を挙げている（図表 4）。実際、エネルギー市場は短期的にも長期的にも読み難く、それ故に当該産品が投機対象となって価格が乱高下する事態も発生している。

図表 4：将来的（今後 5 ～ 10 年）なリスク 10 項目

	項目	具体的内容（一例）
	気候変動	洪水等の自然災害
	サイバーセキュリティ	重要インフラの遮断、フェイクニュース
	地政学的不安定性	自国第一主義・ポピュリズムの拡大 国家間衝突
	社会的不満・地域での衝突	所得格差、富の偏在、移民
	天然資源の管理	資源の過剰消費
	AI・ビッグデータ	AI の負の側面（ブラックボックス問題など）
	環境汚染	汚染拡大、プラスチック
	伝染病およびその流行	エボラ等伝染病の新種
	安全への新たな脅威	サイバー攻撃、テロ攻撃
	マクロ経済	中国経済、ユーロ圏の不安定性、新興市場の危機

（資料）Eurasia Group 「Future Risks」（2019 年 10 月公表）を基に経済同友会事務局作成

エネルギー安全保障を考える上では、米国のシェール革命の影響について考慮する必要がある。同国は、エネルギーの純輸出国となる見通しを 2020 年のうちに公表すると見込まれているが、シェールオイルの生産については、増産が進むとの観測がある一方で、技術者の不足、事業採算の悪化、環境問題等の要因によって「生産の限界」に近いとの見方もあり、中長期の予測が難しい状況にある。また、シェールオイルの増産が進む場合の波及的な影響にも目を配る必要がある。例えば、増産が進んだ場合、米国にとっての中東地域の重要性が低下し、米国の中東におけるプレゼンスが縮小、結果的に同地域の治安悪化が一層進む可能性が高まる。日本のエネルギー源のうち、原油の中東依存度は依然として高く、例えば、情勢悪化によってホルムズ海峡の船舶通航が妨げられるような事態が発生すれば、その影響は甚大なものになると危惧される（次頁図表 5）。また、足許での

<sup>30</sup> Eurasia Group は毎年 1 月、当年の「10 大リスク」を公表しているが、それとは別に、10 つの長期的リスクを 2019 年 10 月に公表した。

シェールオイルの増産は、伝統的な油田開発を抑制している側面<sup>31</sup>がある。供給面では 油田の再開発には時間がかかること、既に優良な鉱区が開発し尽くされていることが、需要面では新興国の経済的成長が、マーケットを不安定化させる可能性がある。

以上のように、エネルギー安全保障の確保は、「量」・「価格」両面において、日本のみならず各国において一筋縄ではいかない状況にある。



(資料) 資源エネルギー庁資料を基に経済同友会事務局作成

また、エネルギー安全保障を考える際には、地球温暖化への対応が与える影響についても考慮が必要である。実際、欧州では、温室効果ガスの削減量目標を引き上げている<sup>32</sup>ほか、排出量取引制度の拡充や国境調整炭素税<sup>33</sup>の導入も計画するなど、脱化石燃料の動きが加速している。さらに、サステナブル活動の分類基準「EUタクソノミー」<sup>34</sup>など、欧州発の新しい価値観が台頭しつつある<sup>35</sup>。

こうした欧州発の脱化石燃料の趨勢は、エネルギー源を化石燃料に大きく依存する日本に大きな影響を与える可能性がある。温室効果ガスの削減が喫緊の課題

<sup>31</sup> シェールオイルの増産が原油価格の低下を招き、高値を前提としていた油田開発での採算が合わなくなった。

<sup>32</sup> フォンデアライエン欧州委員長は、温室効果ガスの削減目標を、これまでの「2030年までに1990年対比40%削減」から、「同50~55%」に引き上げ。また、同ガスを「2050年までに実質ゼロ」にする目標も設定。

<sup>33</sup> 気候変動への取り組みが十分でない国からの輸入品に賦課する税。一方で輸出品に対しては税還付する。

<sup>34</sup> EUのサステナビリティ方針に資する経済活動を分類。金融機関は、ポートフォリオのうち、タクソノミーに適格な割合の開示が義務付けられるため、世界の資金の流れに影響が大きいと言われている。

<sup>35</sup> なお、欧州の環境問題への取り組みは、新興国と先進国間などでの同問題へのスタンスの温度差を通じて、国際社会の分断もたらしたとの指摘もある。

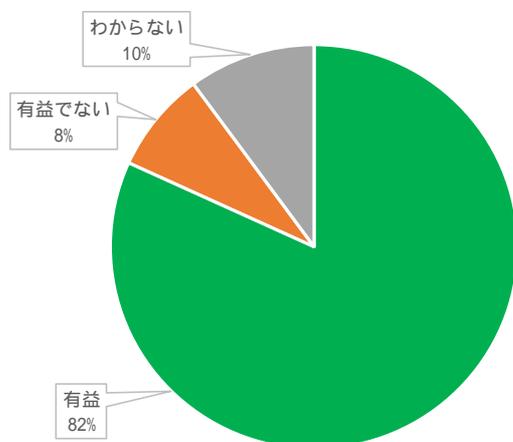
とされる日本としては、再生可能エネルギーや原子力発電のメリットとデメリットを踏まえた上で、自国にとって最適なエネルギー・ミックス(電源構成)を決め、燃料の安定調達手段を速やかに講じることが必要である。

その際には、温暖化ガス削減の観点では有効なエネルギー源である原子力発電は、安全管理や使用済み燃料の処分において課題が指摘されており、その使用について国民的な合意形成が求められる点についても、考慮しつつ検討していく必要がある。また、再生可能エネルギーに関する技術もレベルアップすることにより、電源構成における非化石燃料比率の向上も求められる。

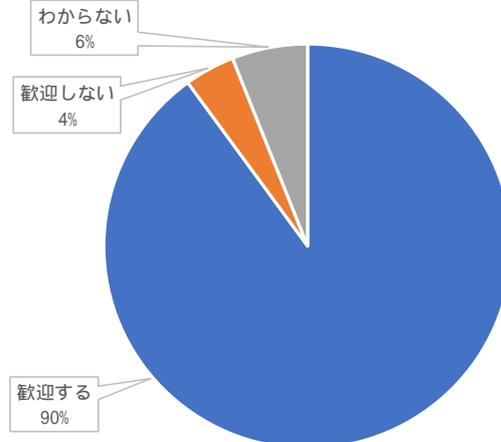
もっとも日本にとって、化石燃料への依存度を直ちに引き下げることが現実的ではない。今後、エネルギー消費量の増大する新興国における、化石燃料の需要の増加、需給ひっ迫の可能性も視野に入れれば、エネルギー資源である石油や天然ガスの安定的な調達を担保するための国際的な枠組みが必要となる。そのためには、エネルギー資源外交において、調達と代金決済という単純な関係で終わるのではなく、日本の援助、技術的なサポートや仲介等によって、資源国の政治と経済の安定化等に貢献していくことが重要である。具体的には、既に世界的にも高水準にある省エネ技術、蓄電技術、化石燃料発電の高効率化技術、二酸化炭素回収・貯蔵・利用技術、水素エネルギー、地熱エネルギー等に係る技術、デマンドコントロール技術、などを活用し、世界全体の温暖化対策に貢献することが考えられる。実際、中東地域は、日本による経済・技術協力が地域発展に寄与していると認識し、日本企業の進出も歓迎しているため、そうした日本の取り組みは、一定の効果があると思われる(図表6)。

図表6：中東地域による日本への評価

「日本の経済・技術協力は中東地域の発展に有益か」



「中東地域における日本企業の進出をどう思うか」



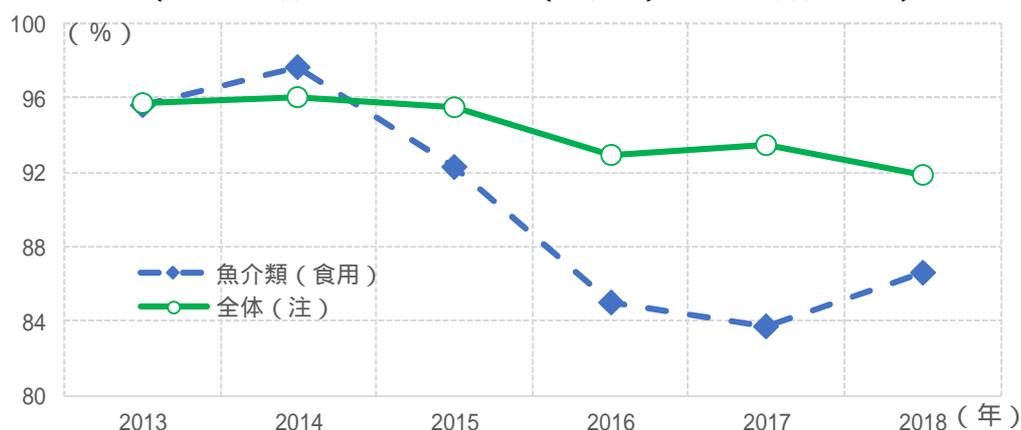
(資料) 外務省「海外における対日世論調査」(平成30年度)を基に経済同友会事務局作成

なお、エネルギーの安定供給という観点からは、例えば大規模な自然災害が発生した際に、維持・早期復旧等の体制が構築されているか、という点も重要である。例えば送電網の整備等を含めた「インフラのレジリエンス」を高める努力も、地震国であり、異常気象が近年多発している日本には求められる。

## (2) 食糧安全保障

日本における食糧の国内自給率は4割前後であり、多くを海外からの輸入に依存しているが、世界の食糧市場は不透明さを増しており、日本がこれまで追求してきた食糧の価格、品質および供給の安定確保は容易ではなくなりつつある。実際、日本は食料自給率の目標<sup>36</sup>を、2025(令和7)年ベース<sup>37</sup>で45%としているものの、現時点では、大幅に目標を下回っている品目もあり、達成度は低下傾向にある(図表7)。

図表7：日本の品目別食料自給率の達成度  
(達成度 = 各年度生産実績 / 2025(令和7)年ベース目標 × 100)



(注) 米、小麦、大豆、かんしょ、ばれいしょ、野菜、果実、てん菜、さとうきび、生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、魚介類(食用)の合計値  
(資料) 農林水産省「平成30年度食料自給率について」を基に経済同友会事務局作成

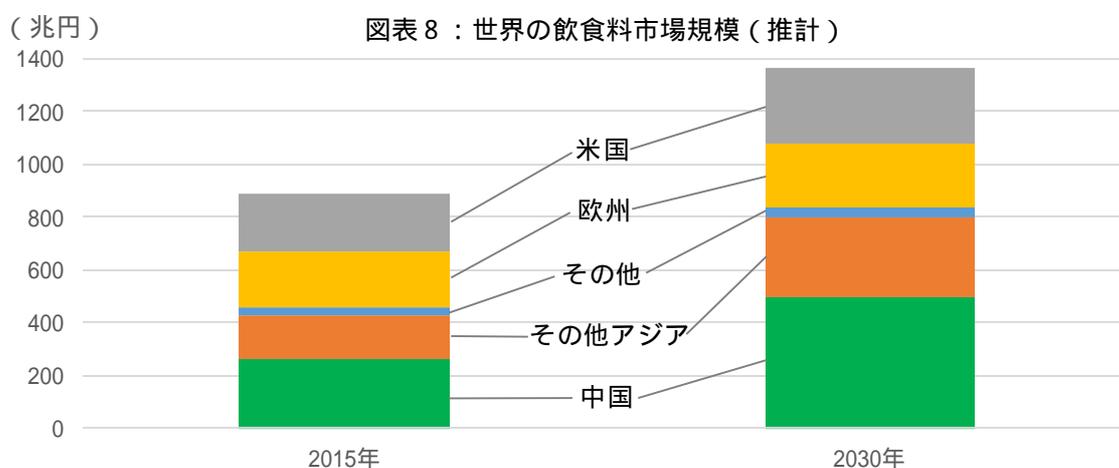
その背景には、地球温暖化との関連も指摘される異常気象や水不足による供給面のリスク増大、経済成長や人口増加による中国、アフリカ等新興国の需要拡大、投機マネーや輸出規制による価格変動リスクの増大などの要因が存在する。

こうした食糧に係る課題は、日本だけではなく、海外の一部の国でも同様に対処・解決を求められるものとなっている。例えば世界の食糧市場において圧倒的

<sup>36</sup> 食料自給率目標は、主要品目の生産努力目標を前提としている。

<sup>37</sup> 魚介類(食用)のみ令和9年ベースの目標。

なプレゼンスを示し、日本が海外から輸入する際に「買い負け」する相手となることもある中国は、国内生産の拡大や穀物の戦略的国家備蓄など食糧安全保障についても戦略的な対応を取っており、実際、世界の穀物（小麦、トウモロコシ、コメ）在庫量に対する中国の在庫量の比率は 50～70%に上る。中国がこうした対策を進める背景には、大幅な経済成長による需要増、それに伴う食生活の変化、が見込まれ、食糧市場（含む飲料）全体が大幅に拡大することが見込まれていることがある（図表 8）。地震などの自然災害リスクが小さくない日本においても、食糧安全保障を確保するためには戦略的な食糧備蓄が必要である。



（資料）農林水産省「世界の飲食料市場規模の推計について」（2019年3月）を基に経済同友会事務局作成

同時に、日本として、国内の生産能力を増大させ、輸入依存度を低下させる取り組みも重要である。もっとも日本は、貿易・投資体制が比較的開放的であるのに対して、農業は G20 諸国の中でも開放的でないと指摘されており（2019年11月25日 IMF 報告書）、国内農業の保護政策に偏らない増産体制の確立が必要である。そのためには、農業経営の効率化に向けた改革と農業技術の向上が求められる。

また、余剰食糧問題への対処も重要な課題である。余剰を発生させない取り組みとともに、余剰となった食糧を捨てるのではなく、海外の食糧が不足している地域に送るなど有効活用する枠組みの整備も検討すべきである。

さらに、日本としては、遺伝子技術、AI・ロボット技術を組み込んだ農業用機器・ロボット、農作業の効率性向上のためのデータ収集・分析などを活用して、国内での生産拡大はもとより、海外市場、特に新興国での生産拡大を実現し、食糧安全保障を確保・強化していくことが求められる。こうした、グローバ

ル市場での食糧における「適地適作」、偏在の解消、の実現を目指す姿は、国際協調の理念にも合致するため、日本が進むべき大きな方向性にもなるのではないか、と考える。

### 3. 「Economic Statecraft」に対する日本としての向き合い方

#### (1) 「Economic Statecraft」が活用されるようになった背景

科学技術の発展と軍事技術は表裏一体の関係にあるため、安全保障的な観点からは、機微技術の輸出管理など貿易への一定の規制等の政策が必要となる。実際に、WTOが定めるルールにおいても、安全保障上の懸念がある場合には通常原則の適用除外とする考え方が採用されている。東西冷戦時代に共産主義国への軍事技術や戦略物資の輸出規制を実施したココム(対共産圏輸出統制委員会)は、ソビエト連邦の崩壊後に役割を終えたが、技術の進歩と経済のグローバル化が進んだ結果、経済と安全保障を一体化して考えなければならない事象が発生してきた。例えば、5Gなどの高度な通信技術で覇権を握ると軍事的にも優位に立てるといったことである。こうした政策は「Economic Statecraft」と呼ばれ、最近では米中をはじめとする主要国が活用するようになっている。

#### (2) 主要国による「Economic Statecraft」の取り組み

昨今の米中の対立は、単なる通商をめぐる軋轢に止まらず、技術や通貨、あるいは「囲い込み」が問題視されている新たな資源としての「データ」といった分野を含む覇権争いが深部にあると考えられる。米国は、巨額の産業補助金などに代表される中国の社会主義市場経済体制を、米国の経済、技術、安全保障上の優位を揺るがせかねない脅威と考えているが、中国が2017年6月に国家情報法を施行して民間企業や個人が持つ情報の軍事利用を正当化した<sup>38</sup>ことも、その警戒感を増幅している。

具体的には、米国は2018年8月、重要技術についての事前審査を義務化するFIRRMA(外国投資リスク審査近代化法)やエマージング技術<sup>39</sup>を輸出管理の対象とするECRA(輸出管理改革法)などの措置を導入した。さらに、投資管理において個人データ保護をすることを含め、サイバーセキュリティの強化にも注力している。こうした法案は、民主党を含む超党派の支持を得たうえで成立しているが、

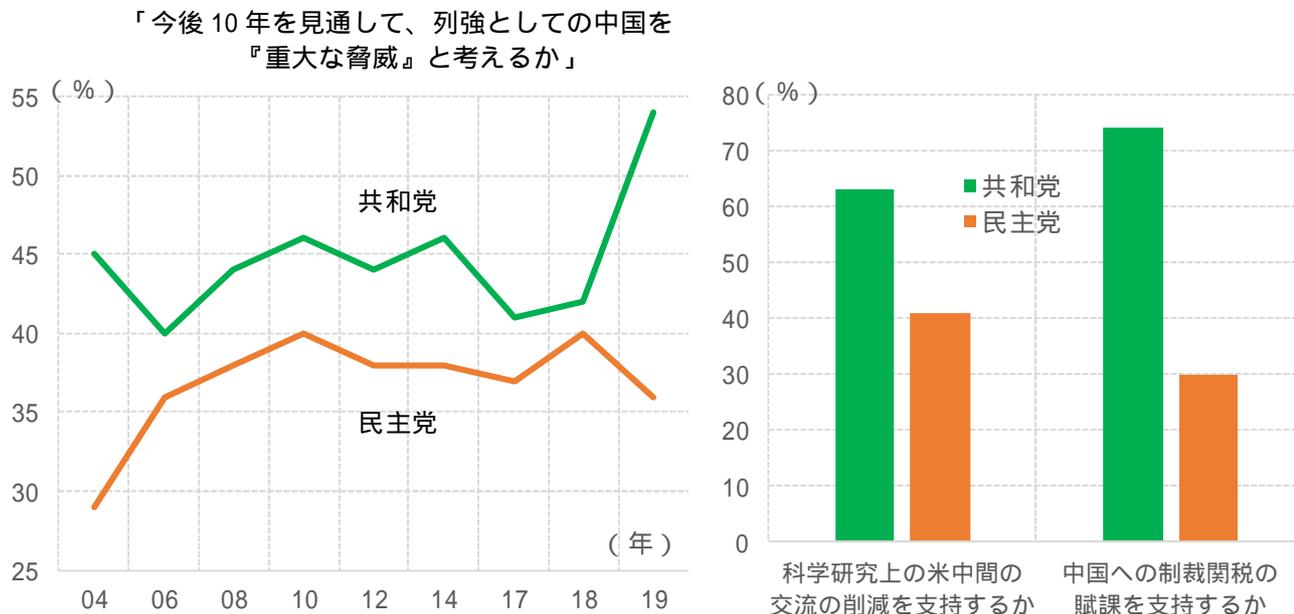
---

<sup>38</sup> 第7条において「いかなる組織や公民も国家の情報活動を支持、協力し、知り得た秘密を厳守しなければならない」と記載されている。一方、第8条では、「国の情報活動は、法に基づいて行い、人権を尊重および保障し、個人および組織の合法的権益を守るものでなければならない」と記載されている。

<sup>39</sup> 将来的に、幅広い分野で実用化が期待される先端技術。米商務省は、14の技術分野を提示して経済界等から意見を募集し、関係省庁等と協議のうえ個別規制案の意見募集を行う予定(一部は、先行して導入済)。

特に共和党支持層の中国への警戒感が高まっている（図表9）

図表9：米国の中国に対する評価



（資料）Chicago Council on Global Affairsの資料を基に経済同友会事務局作成

一方、中国では、レアアースの輸出制限や過剰な技術開示を要求することが出来る輸出管理規制法案や、重要データの国内保存を義務付けるサイバーセキュリティ法が存在しているほか、政府資金投入による先端技術の国産化を推進している。また、現在、貿易決済等に用いられる国際基軸通貨は米ドルであるが、中国は一帶一路政策を通じて人民元経済圏を拡大しているとの指摘がある。このように米中両国は、安全保障と経済を一体と捉えた「Economic Statecraft」を積極的に展開している。

こうした動きは欧州各国でも見られる。フランスでは、人工知能の研究開発に関する国家計画を発表するなど、デジタル分野への政府支援を強化している。また、輸出管理という観点では、EU全体が強化の方向に動いている。規制強化の根拠としては、これまでの軍事転用だけでなく、最近では人権侵害も対象としている。加えて、対内直接投資を通じた機微技術の流出を防ぐため、EU加盟国間の情報交換枠組みの規定を盛り込んだ新規則を発効させるなど、投資管理も強化している。また、前述の「将来的（今後5～10年）なりリスク10項目」（図表3）の一つにサイバーセキュリティが挙げられていたが、各国・各地域は、投資管理の枠

組みにおいて、サイバー技術を審査対象に加えるなどしており、産業政策の一環として戦略的に対応しようとしている（図表 10）。

図表 10：海外主要国等における「安全保障と経済を一体と捉えた自国産業中心とした産業政策」

フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 製造業のデジタル化促進政策を発表（総額 5 億ユーロの拠出を表明）</li> <li>✓ 人工知能の研究開発に関する国家計画を発表（総額 6 億 6,500 万ユーロ/ 4 年間の投資を表明）</li> <li>✓ 投資規制強化を含む法案の投資管理の部分が国民議会で採択。規制対象業種を拡大する政令も成立</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 産業政策の重要性を指摘し、産業政策策定の指針を提示</li> <li>✓ 投資管理関連法を改正（2017 年 7 月）し、事前届出業種を拡大。また、事後審査対象としてサイバー技術、重要インフラ等を明記</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2002 年企業法を改正し投資規制を強化（2018 年 6 月）。武器技術・高度デュアルユース品、サイバーセキュリティについて、審査対象を拡大</li> </ul>
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資管理に係る新規則を発効（2019 年 4 月）</li> <li>✓ EU 加盟国間の投資管理に関する情報交換枠組みを構築。重要インフラ・技術（AI・ロボット・半導体・サイバーセキュリティ等）を審査考慮要素へ追加</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 戦略投資分野に 1.49 兆ウォン、先導事業に 3.52 兆ウォンの投資を計画</li> <li>✓ 総合半導体大国を目指し、税制、技術開発・人材育成支援、専用ファンド等、網羅的な支援を表明</li> </ul>

（資料）経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会の「中間報告」（2019 年 10 月）を基に経済同友会事務局作成

### （3）日本の「Economic Statecraft」の取り組み

日本においても、安全保障環境が一層厳しさを増す中で、政府が「国民生活および社会・経済活動へのさまざまな脅威に対する総合的な安全保障の実現」を目指す「統合イノベーション戦略」を策定し、自国の科学技術について「知る」「守る」「育てる」「生かす」枠組みの中で機微技術の管理の方向性を提示している。

具体策として、機微技術の流出を防ぎ、産業競争力や技術基盤を強化するうえで、民間企業・大学等が保有する情報、技術動向、グローバルサプライチェーンにおけるチョークポイント<sup>40</sup>を把握し、政府全体で共有するための専門組織を設置

<sup>40</sup> 元々は戦略的・地政学的に重要となる「海上水路」を意味していたが、最近では、物品だけでなくデータ等を含む「流通させる上での重要ポイント」を指すこともある。

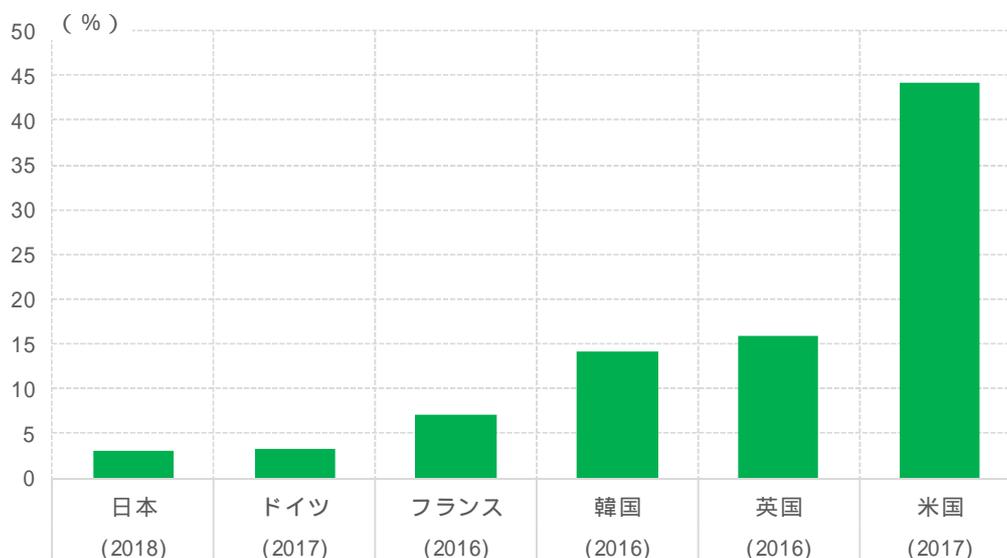
した。また、日本の経済成長につながる対内直接投資の促進と安全保障を損なう恐れがある投資への対応という方向性の相反する政策目標を両立させるため、昨年12月に「外国為替および外国貿易法（外為法）」が改正された。

自国のみ、あるいは自国を含む特定国が保有する戦略的価値の高い技術が、グローバルなサプライチェーンにおいて choke point になり得るかを調査・分析し、把握する取り組みは、各国が戦略的に Economic Statecraft を活用する中で、日本にとっても必要なものになると考えられる。場合によっては、同盟国等と連携・協力のうえ、必要あれば、そうした国と共同でサプライチェーンを構築する努力も求められる。

日本は、国の研究開発予算のうち安全保障関連の占める比率が米国等に比べると極めて小さく（図表11）予算配分の見直しが必要であることに加え、同盟国等との共同研究も推進すべきである。ところが、機微情報保護に関する対策が不十分との理由で共同研究に参加できない事例が発生している。その意味でも貿易管理の運用体制の適正化は急務である。

加えて、戦略技術に関しては、貿易や知財の管理のみならず、研究開発人材の確保、育成や流出防止にも着目した政策が必要である。経済安全保障体制の枠組みをより堅固なものにするためには、機微技術、あるいはデータやセキュリティ技術を有する人材を、経済安全保障体制の枠組みに組み込めるような、教育や採用等に係る制度を含めたエコシステムを構築することも、国家として求められるのではないかと。

図表 11：科学技術予算における国防用の割合（国際比較）



（資料）文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2019」を基に経済同友会事務局作成

日本の Economic Statecraft は、実務的手段としては外為法を中心とした貿易管理を主体としている。近年、重要度が増しているデータや情報の管理については、産業競争力強化法や不正競争防止法といった法制度が整備されているが、安全保障の観点でも有効な手段なのかについて検証する必要がある。

中国は国家情報法によって国民と組織に対して、政府の情報活動に協力し、政府の情報活動の秘密を守る義務を課したが、日本においては民主主義国家に相応しい方法で、安全保障、技術的優位性や国民の人権を守るために必要なデータ・情報を保護することが求められる。そのうえで、日本として新たな「資産」とも言えるデータ・情報をどのように活かしていくのか、情報をどのように収集し、分析するのか、情報の囲い込みや独占化を推進する外国の国家・企業にどのように対処するか、等についての方向性を、明確化することが必要になると思われる。

冒頭にも記したように、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値観と自由貿易体制の下で経済活動を続けることが、資源大国でも軍事大国でもない日本にとっての国益に繋がるものと考えられる。しかし Economic Statecraft は、それによる管理が行き過ぎると自由貿易体制を損なう面もあり、日本が依って立つ基本的価値観と背反する性格を持ち合わせている。また、Economic Statecraft を保護主義の方便に使うのは本末転倒といえよう。行き過ぎた貿易規制や経済制裁が戦争の原因となったことは歴史が証明しており、Economic Statecraft は諸刃の剣であることを認識すべきである。

グローバル化し、価値観の相違する大国が併存する世界で、日本だけが理想を追求して経済活動をすることは不可能である。例えば、安全保障上の同盟国である米国から対中政策への協調を求められることは実際に起こり得る。米国が多国間枠組みを否定して自国優先主義に傾いているからといって、日本が米国との同盟関係から離脱することは、安全保障の観点でも、自由と民主主義の基本的な価値観の観点でも現実的な選択肢ではない。日本は、米国と中国の間という立ち位置を活かして、自由貿易体制の維持・拡大を目指すべきである。

中東についても同様であり、日本は米国とイラン等のイスラム国家の間に立って地域の安定化を目指すべきである。そのためには、不断の外交努力によって双方との信頼関係を構築しておくことが不可欠であり、その上で相対する双方に主張すべきしっかりとした論理的根拠を示すべきである。

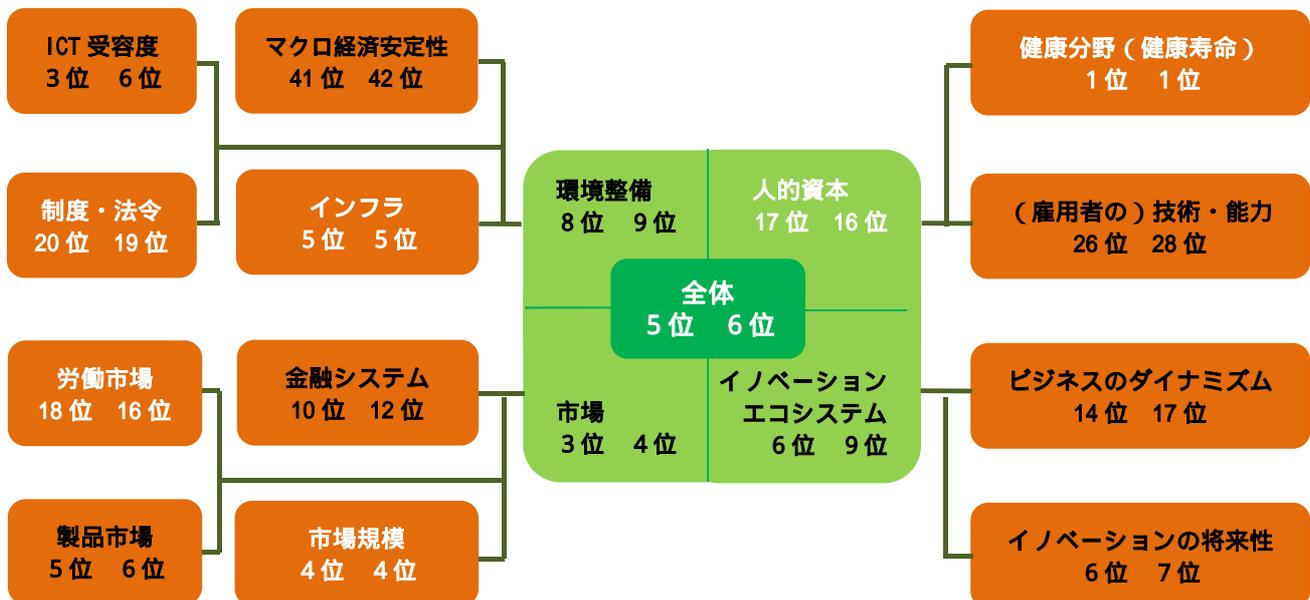
ただし、社会主義市場経済体制下の中国が容易に民主主義体制に組み込まれることは考えにくく、場合によっては主張や価値観の相違を前提に、日本が追求している「ルールベースの国際秩序」の順守を促すことも必要であろう。日本の Economic Statecraft の取り組みには、このような視点を織り込むべきである。

#### 4. 経済安全保障について、日本および日本企業に求められる姿勢

自衛隊の憲法上の位置付けや海外派遣など伝統的安全保障の枠組みの見直しは、日本でも長く検討されてきた。近年は、安全保障を取り巻く世界情勢が大きく変化して、その重要性は益々増している。中東や朝鮮半島情勢の緊迫化、東シナ海・南シナ海における中国の活動活発化、ロシアの軍事的拡張、サイバー攻撃や国際テロの増加などである。この数年は、民主主義や自由貿易体制という価値観を日本と共有する国の中からも、自国優先主義や保護主義の動きが出てきており、経済の面でも従来の枠組みが機能しなくなっている。

また、日本は、少子高齢化による生産労働人口の減少、自然災害の多発、財政赤字の拡大などの内部要因、中国の強大化による相対的地位低下や同盟国である米国の自国優先主義などの外部要因によって、国内外で経済力が削がれかねない環境にある。実際、昨年から今年にかけての日本の国際競争力は、多くの分野で低下したとの観測もある（図表 12）。

図表 12：日本の国際競争力順位の変化（2018 2019、一部の項目、低下した項目のみ黒字）



（資料）世界経済フォーラム「The Global Competitiveness Report」を基に経済同友会事務局作成

こうした環境下で、日本では国家主権を守る「伝統的安全保障」に加えて、国民生活や経済活動を守る「エネルギー安全保障」「食糧安全保障」が重要な課題となり、そのために経済的手段を用いる「Economic Statecraft」によって、経済リスクを最小化させることが必要である。

「伝統的安全保障」では、外交や軍事面の能力整備など、政府が果たす役割が圧倒的に大きいのに対し、「エネルギー安全保障」「食糧安全保障」および「Economic Statecraft」においては、政府が外交を通じた国家間の枠組み作りや立法による制度整備を施した上で、民間が国際的に事業を行いながら果たす役割が大変重要である。

実際に、日本の民間企業は、エネルギーや農林水産品の供給国における生産効率向上、機微技術の開発から利用までのプロセスにおける技術情報流出の防止などに取り組んできたことで、供給国との関係を強化してきた。将来においても、こうした取り組みを継続し、拡大することが、さまざまな経済リスクを最小化する上で欠かせないものとなる。

本稿のまとめとして、経済リスクを最小化するために政府および経済界が留意し、取り組むべきことを次頁の通り提案する。

### (エネルギー安全保障)

政府と経済界は、日本のエネルギー安全保障を確保するため、地球温暖化対策を意識し、再生可能エネルギーや火力・原子力発電のメリット・デメリットを十分に精査・議論して、最適な電源構成（エネルギー・ミックス）についての国民的合意を図るべきである。その上で、必要なエネルギー燃料の安定調達に努めるとともに、省エネやエネルギーの効率利用のための技術開発にも注力すべきである。

### (食糧安全保障)

日本の食糧安全保障を確保するため、政府は、国内農業の保護政策に偏ることなく、農業経営の効率化を推進すべきであり、経済界は農産物生産の効率化に向けた農業経営と技術開発に取り組むべきである。余剰食糧については、余剰を発生させない取り組み、および余剰を有効活用する枠組みの整備が必要である。

### (Economic Statecraft)

政府と経済界は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値と自由貿易体制の維持・拡大と日本の国益のため「Economic Statecraft」を活用すべきである。その際、価値観の異なる国とのブロック化を前提とせず、価値観を拡大して如何に開かれた経済環境を構築するかを目標とし、貿易管理の行き過ぎた強化が自由貿易体制の利点を損なわぬよう民間の意見も尊重し、従来の貿易取引や投資活動のみならず情報やデータの安全保障も対象とすることが必要である。

## ．国際協調分科会での考察

### 1．国際協調に係る問題意識

近年、環境や貿易に関する多国間の協定からの主要国の離脱<sup>41</sup>、英国による EU 離脱、中東情勢への足並みの揃わない対応など、世界経済において各国の利害を調整してきた「国際協調体制」に綻びが生じている。そのため、貧困や気候変動等の地球規模課題に対するグローバルでの取り組みも、必ずしも円滑には進んでいない。実際、米国のシンクタンクである外交問題評議会( CFR: Council on Foreign Relations ) が取りまとめた、外交上の課題における国際協調の現状評価<sup>42</sup>を見ると、ここ数年、全体としてそのレーティングが低下傾向にある( 図表 1 )。

図表 1：優先度の高い課題への国際協調の現状(注)

順位	テーマ	2015	2016	2017	2018
1	気候変動問題への取り組み	A	B	C+	C
2	世界経済の管理	B-	C+	B-	C+
3	核拡散の防止	A-	B-	D+	C
4	国家間武力衝突の回避	C	C	C	C+
5	国内武力衝突の回避	C-	D+	D+	C-
6	サイバー攻撃の管理	B	C-	C-	C
7	国際貿易の拡大	C+	D+	C	C
7(同)	国際的テロリズムの打破	C-	C	B-	C+
9	開発の推進	B+	B-	C+	C+
10	グローバルヘルスの推進	B+	B	B-	B-

(注) 各テーマにおける国際協調の現状が A から D までの範囲で評価され、国際協調が最もなされている場合が A、最もなされていない場合が D となる。

(資料) CFR 「Council of Councils Report Card on International Cooperation」を基に経済同友会事務局作成

この背景には、自国優先主義・保護主義が台頭し、国際協調体制、あるいは国際的な合意形成システムを機能させてきた「相互主義(レシプロ)」<sup>43</sup>という考え

<sup>41</sup> 米国は 2017 年 6 月にパリ協定(国連気候変動枠組条約の目的を達成するための具体的枠組み)からの離脱を、2017 年 1 月に TPP(環太平洋パートナーシップ協定)からの交渉離脱を表明(パリ協定離脱の正式通告は 2019 年 11 月)。またインドは、2019 年 11 月に RCEP(東アジア地域包括的経済連携)からの交渉離脱を表明。

<sup>42</sup> 世界 23 カ国のシンクタンク等計 25 機関(中国とロシアが 2 機関登録)による評価を取り纏め、「Council of Councils Report Card on International Cooperation」として CFR が公表している。英国の Chatham House などの大手も参加している。日本からは言論 NPO が参加。

<sup>43</sup> 「約束を守ることが、約束を守らせることにつながる」という考え方。世界を束ねる政府が存在

方・価値観が弱まっていることがある。

こうした中、日本政府は、議長国を務めた大阪 G20 を始め、さまざまな国際会議、あるいは国際機関、二国間や多国間での交渉などの場において、日本の外交の基本方針でもある国際協調と相互主義の重要性を説いてきた。世界経済全体の長期的利益という観点において、そうした政府の行動は、今後、より一層重要になるものと思われる。

一方で、現在の国際協調の揺らぎには、統治制度あるいは経済体制に係る価値観の対立といった構造的な要因も存在する。そのため、短期的な解決は容易ではなく、特に民間企業は、長期にわたりビジネス上の不利益を被る可能性がある。

こうした国際協調が抱える問題を解決する上では、国家間だけでなく、民間企業同士の連携したコミュニケーションの継続も糸口となり得るため、そうした行動を、官民双方が実行していくことが求められる。そうすることで、我々が直面している地球規模課題を、より効果的に解決に向かわせることができる可能性がある。

そこで本章では、日本政府が参画する主な国際協調体制の現状を整理したうえで、日本企業が、国内外において 官民が連携してできる取り組み、民間主導で推進・実現すべき取り組み、を考察する。

---

しないため、国際法や国家間の条約、国際会議での合意等は、「相互主義（レシプロ）」の基で成り立っていると言える。

## 2. 日本政府が参画する主な国際協調体制の現状

国際協調体制には、多様な枠組みが重層的に存在しており、各枠組みへの参加国・機関は、例えば、取り扱うテーマのカバレッジ（地球規模、地域限定）、主義主張、経済的関係（関連性の強さ、発展度合い）、歴史的経緯等を踏まえて決定される。現在、G7に7カ国と欧州連合、G20に19カ国と欧州連合、APECに21カ国・地域、OECDに36カ国、WTOに164カ国・地域、そして国連に193カ国が加盟もしくは参加している（図表2）。

図表2：国際協調体制の枠組みごとの加盟国・地域

	G7	G20	APEC	OECD	WTO	国連
日本、米国、カナダ	○	○	○	○	○	○
英国、ドイツ、フランス、イタリア	○	○		○	○	○
欧州連合	○	○			○	
オーストラリア、メキシコ、韓国		○	○	○	○	○
中国、ロシア、インドネシア		○	○		○	○
トルコ		○		○	○	○
ブラジル、インド、サウジアラビア、南アフリカ、アルゼンチン		○			○	○
ニュージーランド、チリ			○	○	○	○
香港、台湾			○		○	
その他APEC加盟国：8カ国			○		○	○
その他OECD加盟国：23カ国				○	○	○
上記以外の加盟国数					109	141
総数	8	20	21	36	164	193

（資料）各種資料を基に経済同友会事務局作成

日本は、こうした枠組みに積極的に参加しており、国際協調体制の維持・拡大に貢献してきた。その結果として、世界の多くの国から、今後日本が「重要なパートナー」になるとの評価を受けている。（図表3）

図表3：「今後重要なパートナーになる」と思う国（G7、BRICsのみ抽出）

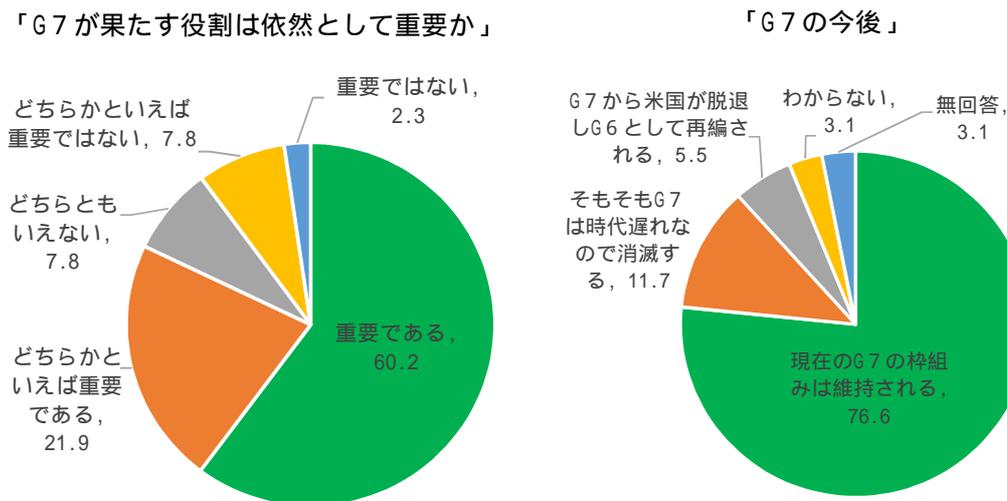
調査国 対象国	米国	欧州 5カ国	カナダ	オーストラリア	インド	ASEAN 10カ国	中央アジア 4カ国	中南米 5カ国
日本	43	26	32	44	70	47	9	20
米国	-	36	56	44	72	38	11	33
英国	37	16	39	43	29	23	1	14
フランス	32	22	25	18	27	17	2	12
ドイツ	35	25	27	21	29	19	6	15
イタリア	22	12	14	9	10	11	1	8
カナダ	40	20	-	24	19	16	1	15
ロシア	16	24	14	10	53	21	51	11
中国	31	36	43	42	7	43	17	24
インド	18	16	23	21	-	8	2	7
ブラジル	14	10	13	6	6	6	0	6
日本の 順位	1	4	6	1	2	1	4	3

（資料）外務省「海外対日世論調査」（平成29年度および30年度）を基に経済同友会事務局作成

(1) 「主要国」がグローバル・イシューを議論する協議体 (G7、G20)

G7は、主要国首脳のリーダーシップにより、迅速な解決が求められている国際問題に効果的に対応することが役割と言える。近年は、自国優先主義・保護主義が台頭し、多国間での利害調整が困難化していることもあり、「国際協調体制」の安定化に向けた共通認識策定の場としての期待が高まっている。G7の閉幕時には、首脳同士が自由闊達な議論を通じてコンセンサスを形成した「首脳宣言」が公表され、それが当該会合での「成果」となる。後述するG20が、2008年から首脳級の会合を開催し始めた<sup>44</sup>ことにより、G7はその存在意義を問われることもあったが、現時点でもなおG7の役割は引き続き重要であり、今後も国際協調の枠組みとして残る、との見方が大半となっている(図表4)。

図表4：G7の重要性と今後についての見方



(資料) 言論 NPO の有識者調査「G7は今後も結束し、自由秩序の推進役となれるのか」(2018年8月)を基に経済同友会事務局作成

G20には、40近い国・機関<sup>45</sup>が参加しており、参加国の経済規模は、合計で世界経済の約8割を占める。いわゆるトロイカ体制での運営のもと、世界経済、貿易投資、開発、気候エネルギー、雇用、デジタル、テロ対策、移民・難民などが中心的な議題となっているが、近年では、貿易や環境に係る参加国の立場の違いが

<sup>44</sup> G20 財務大臣・中央銀行総裁会合は、1999年から開催されていた。

<sup>45</sup> 前述のG20メンバーに加え、招待国および国際機関が会議に参加している。大阪G20の際は、日本は計37の代表団を受け入れた。

鮮明となり、効果的なコミットメントの策定が難しくなっている。

日本は、議長国を務めた 2019 年の G20 において、全国で首脳会合・閣僚会合を計 9 回開催した。首脳宣言には、貿易面では自由貿易維持を示す文言や紛争解決制度を含む WTO 改革の支持を、デジタル面では「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT：Data Free Flow with Trust）」の考え方や人間中心の人工知能（AI）に取り組む「AI 原則」<sup>46</sup>の歓迎を、インフラ面では「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の承認を、環境面では「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の考え方をそれぞれ盛り込むことができた。加えて、日本は「デジタル経済に関する首脳特別イベント」<sup>47</sup>と「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」<sup>48</sup>を開催し、G20 枠外でのイベントだったにもかかわらず、前者は 27 カ国・機関が、後者は 23 カ国・機関が参加した。日本としては、「国際経済協調の第一のフォーラム」という G20 の本来の姿を、議長国として示すことに成功している。

## （2）アジア太平洋圏での経済協力を推進する協議体（APEC）

APEC はアジア太平洋地域を中心とした 21 の国・地域が参加し、同地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済技術協力の実施などを議論し、コンセンサスで意思決定がなされる協議体である。APEC におけるモノ・ヒト等の移動の自由化は、あくまで各国・地域の自主的な取り組みという位置付けになっている。また、APEC は経済界と緊密に連携しており、経済界が重要視している課題を各国首脳に提言する APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）が存在する。

2019 年のチリ APEC は、デジタル社会、統合（Integration）4.0<sup>49</sup>、女性、中小企業および包摂的成長、持続可能な成長などが優先課題だったが、残念ながらチリの治安等の国内情勢を理由に首脳会合が中止され、2 年連続で首脳宣言が出されなかった。こうした中、2020 年の開催国マレーシアは、現在、非公式高級実務者会議等を実施しており、既に次回 APEC のプロセスは開始されている。

---

<sup>46</sup> 本原則は、茨城県つくば市で開催された G20 貿易・デジタル経済大臣会合の閣僚声明に初めて盛り込まれた。AI による人の雇用減少といった社会問題を発生させないように、AI の適切な利用を定めたもの。

<sup>47</sup> デジタル経済（データ流通や電子商取引等）に関する国際的ルール策定が論点。

<sup>48</sup> 論点は、女性の労働参画、女児教育支援、女性起業家支援など。

<sup>49</sup> 時間や空間の概念が変化したデジタル社会を前提とする第 4 次産業革命の基盤となるもの（チリ APEC のホームページより）。

貿易・投資の議論の在り方の改善、 デジタル経済と技術を通じた包摂的な経済参画、 革新的な持続可能性の推進が優先課題だが、「ポスト 2020 ビジョン」<sup>50</sup>の策定も重要な課題となっている。

アジア太平洋地域は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋構想」の重要対象地域であり、世界の成長センターでもある。日本は、大阪 G20 で提示された考え方を APEC で共有する、すなわち、自由貿易推進、WTO 改革、質の高いインフラ、デジタル経済、女性の経済的エンパワーメントの強化等の議論においてリーダーシップを取っていく方針である。

### (3) 国際ルールを策定する国際機関 (OECD、WTO)

OECD は、36 カ国で構成され、経済政策、規制制度、構造改革、貿易投資面において、分析・提言を行う「世界最大のシンクタンク」<sup>51</sup>であるとともに、加盟国間での相互審査 (ピア・レビュー) を通じて「世界標準」が醸成されるところが特色である。OECD 閣僚理事会では、一年間の活動の総括および将来の活動指針を中心に議論され、これが G7・G20 などでの議論に繋がることが多い。すなわち、両協議体 (G7、G20) に参加できない国・地域にとっては、自国の意見を述べる重要な機会にもなっていると言える。

WTO は、多角的貿易協定の実施と運用、多角的貿易協定の交渉の場・枠組みの提供、紛争解決に係る枠組みの運用、貿易政策運用制度の検討、IMF・世界銀行とその関連機関への協力などを主な役割とする国際機関である。ただし、参加国が 164 (2020 年 3 月現在) に上り、コンセンサスベースでの意思決定が困難な状況に陥っている。さらには、上級委員会の委員数不足により、紛争解決制度が事実上の機能停止に陥っており、これが世界における貿易面での国際協調推進の妨げの一つとなっている。また、WTO 参加国は、貿易に影響が出る補助金や規制等を導入する場合は、通報義務が課されているが、実態としては、途上国を中心に通報されないケース<sup>52</sup>もあり、この点についても改善が必要とされている。

<sup>50</sup> 「2020 年までに域内における自由で開かれた貿易・投資を達成する」というボゴール目標 (1994 年) が期限を迎えるため、APEC が策定を進めている「2020 年の先を見据えたビジョン」。

<sup>51</sup> 最近では、分析・政策提言だけでなく、それらを実行に移す側面を重視しており、「think-do-tank」と自称している。

<sup>52</sup> 他国にとって不都合な措置を通報しない国や、そもそも通報能力が欠如する国が存在すると言われている。

WTOにおいては、透明性の向上、紛争解決制度の改革、時代に応じた通商に係るルールの更新、途上国の地位<sup>53</sup>のあり方の検証、においてどのような合意を形成するかが、今後の大きな課題である。合意の実効性を確保するためには、課題解決に向けたプロセスにおいて米国を関与させることが必須と考えられる。日本は、大阪 G20 の首脳宣言等で示した方向性をベースに、国際貿易に係るルールを現代化させるなど、引き続き WTO 改革を推進する方針である。

#### (4) 紛争解決を目的とした枠組み(国連安全保障理事会、国際司法裁判所)

国連安全保障理事会の主な権限は、紛争当事者に平和的手段で解決するよう要請・適当と認める解決条件を勧告、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請、平和への脅威・破壊・侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること等である。安保理による決議に基づく活動(PKO等)は、停戦監視などから、民主的統治・復興・警察支援などの平和構築に移行してきている。

国際司法裁判所は、国家が裁判所に訴える法的紛争を国際法に従って解決する、国連や安保理等に対し法律的問題に関する勧告的意見を与える、という役割がある。国家から審理要請を受けた時のみ審理可能で、自発的に紛争を取り上げはしない。

---

<sup>53</sup> WTO 協定上、発展途上国は、「特別かつ異なる待遇(S&DT)」を受けられるものの、途上国の定義には明確な基準がなく、各国が一方向的に発展途上国である旨を宣言可能な状態になっている。

### 3. 民間としての国際協調体制への取り組み方

日本は国家として国際協調体制の維持・拡大に努めてきたが、地球規模課題への対処をより効果的なものにするためには、民間の力の活用がカギになる。

#### (1) 官民が連携してできる取り組み

近年、国際社会においては、政府が参加する国際機関だけでなく、民間セクターが連携して課題解決に取り組む動きが定着しつつある。国連は1999年、民間企業等に対して、企業市民としての行動を通じて持続的成長を実現することを目標としたイニシアチブ「グローバルコンパクト」を提唱。また、2015年には、民間企業を含めたあらゆるステークホルダーに対して、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などの分野で、2030年までに達成を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が、国連において示された。

日本についても、民間企業の有する資金・技術・ノウハウを活用した援助に期待する声は多い。実際、新興国における世論調査では、日本企業からの投資や進出に期待する声が圧倒的に多く、その理由として、日本の技術や、現地での雇用促進が挙げられている（図表5）。

図表5：新興国における日本企業の投資・進出への期待とその理由

地域	アフリカ（ケニア、コートボワール、南アフリカ）				
質問	「日本企業による更なる投資を期待するか」				
回答					
	期待する	93%	その理由 (トップ3)	自国の経済成長	61%
	期待しない	7%		質の高い技術や製品	46%
	-	-		現地住民の雇用促進	34%
地域	中南米（メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、トリニダード・トバゴ）				
質問	「日本企業の進出をどう思うか」				
回答					
	歓迎する/どちらかという歓迎する	80%	その理由 (トップ3)	雇用機会・高賃金の雇用創出	29%
	歓迎しない/どちらかという歓迎しない	11%		自国経済の強化	12%
	わからない	9%		技術移転	12%
地域	インド				
質問	「日本の投資についてどう考えるか」				
回答					
	大いに歓迎する/歓迎する	92%	その理由 (トップ3)	雇用機会の増加	68%
	期待しない	5%		インドの産業技術の改善	64%
	わからない	4%		ビジネス機会の増加	48%
地域	中東地域（エジプト、ヨルダン、サウジアラビア、チュニジア、UAE）				
質問	「日本企業の進出をどう思うか」				
回答					
	歓迎する/どちらかという歓迎する	90%			
	歓迎しない/どちらかという歓迎しない	4%			
	わからない	6%			

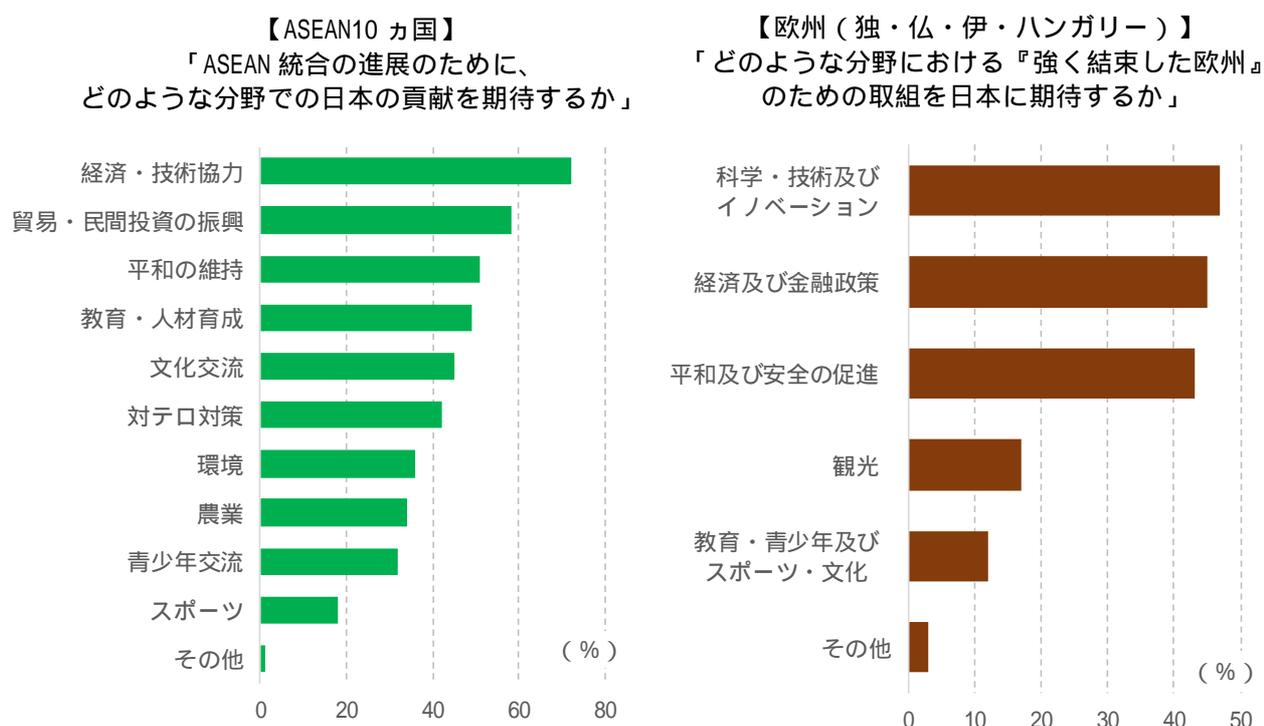
（資料）外務省「海外対日世論調査」（平成28年度、29年度および30年度）を基に経済同友会事務局作成

日本政府による支援については、足許で ODA 予算が抑制されている状況ではあるが、これまでの質の高い援助に対する評価は高い。そうした実績からみれば、官民の適切な連携により、一層効果的な支援が展開され、日本のプレゼンスを高めることが可能となろう。また、そのような官民連携は、企業側にとっては ESG や SDGs を踏まえた事業活動の強化という意味でも意義が大きいといえよう。

さらに官民連携においては、「それぞれが得意とする分野の知識・手法を持ち寄る」こと、関係者が積極的にリーダーシップを取っていくことが肝要である。例えば、大規模エネルギープラント等の建設に係る共同ファイナンスでは、日本、中国、欧州といった国々が国家間で連携するなど、一つの目標への「国際協調」が成り立っている。こうした連携が他の分野においても求められる。

加えて、新興国を中心とした海外諸国から日本が特に期待されているのが、人材育成や優れた技術・ノウハウを有する企業の進出などである（図表6）。だがこれは一企業が単独で行おうとするとハードルが高く、政府同士で何らかのプラットフォームを構築のうえで、民間企業がそれに参画する方式が効果的と思われる。日本としても、国際協調として期待される分野における技術力・競争力を継続的に向上させることは必須であり、そこには官民に加え、学术界との連携も求められる。

図表6：アジアおよび欧州地域における日本への期待



（資料）外務省「海外対日世論調査」（平成29年度および30年度）を基に経済同友会事務局作成

こうした官民連携を進めていく上では、相互理解・コミュニケーションの強化、具体的には官が民の、そして民が官の、考え方・手法等を理解することが重要である。米国の「リボルビングドア」<sup>54</sup>は「行き過ぎ」との評価もあるものの、日本の現状を踏まえると、官民の人材交流は、より積極的に行っていくべきではないだろうか。ただし、そうした人材交流の結果として発生しかねない利益相反を防ぐルールの設定は必要不可欠になる。

官民の意思疎通の円滑化を図るために、前述の「APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC)」、G20 構成国の経済団体や民間国際機関等で構成される協議体「B20」といった既存の枠組みや、2019年8月に開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD 7)に先立って設立された「アフリカビジネス協議会」等を通じて、経済界の意見を政府に対し積極的に発信していくことは、極めて重要になる。

ただし、官民連携を推進する既存の枠組みを継続するだけでは、国際連携の拡充に十分ではなく、時には求められているものと提供するものでミスマッチも発生しかねない。日本は、国境を超えた、あるいは国内での官民連携の必要性とあり方をまずは把握し、自国の比較優位を認識したうえで、国際連携のコーディネーターとして活動することが、現在の保護主義的政策が台頭しているグローバル社会における重要な役割になるのではないかと考えられる。

## (2) 民間主導で推進・実現すべき取り組み

官民連携による国際協調体制の維持・拡大への貢献に加え、民間主導で推進・実現できる分野もある。例えば環境分野において、近年では、新興国でのエネルギー需要の増加と気候変動問題の現状を踏まえ、「more energy」(より多くのエネルギーの調達)、「less carbon」(炭素の抑制)、「affordable cost」(受容可能な価格の実現)の3点を同時達成することが必要だが、そこに日本企業の高い技術力を活用できる余地があると考えられる。

地球温暖化対策、具体的には温室効果ガスの削減に係る国際協調については、例えば、高い水準の目標を掲げる欧州と、成長を優先させたい新興国の間では、足並みが揃っていないとは言い難い。実際、2019年12月に開催された国連気候変動

---

<sup>54</sup> 経済界と政界の間で、人材が流動的に動くことを示す言葉(主として米国の状況を指す)。

枠組み条約第 25 回締約国会議（COP25）において、地球温暖化対策に係る詳細ルールの合意が見送られた背景には、そうした事情があると言われている。なお、欧州諸国が、経済的に台頭する中国を、環境面から抑え込もうとしている、との見方もある。

また、国別の対応をみると、石炭火力への依存が高い（約 4 割）ドイツは、2038 年までに石炭火力をゼロにするという目標<sup>55</sup>を掲げているが、それは欧州他国からの電力融通の可能性を踏まえた上でのことであり、さらにその目標が達成できるかは不透明な状況である。一方で英国は、石炭火力依存は現状 1 割以下であり、2025 年までに同火力を廃止し、原子力発電の維持と、再生可能エネルギーの割合<sup>56</sup>を引き上げる、という方向性を明示している。このように、それぞれの国が置かれた状況はかなり異なり、したがって国家としてのビジョンもそれに応じて違うものとならざるを得ない。

日本において、直ちに石炭火力をゼロにすることは現実的に難しいと思われるが、日本としてのスタンスを何らかのかたちで意思表示することが必要である。そのため、民間主導で政府や一般国民等の全てのステークホルダーを巻き込みながら、電力をはじめとしたエネルギー政策についてしっかりと議論し、進むべき方向性・方針を、国家全体として共有できるよう、我々経済界としても働きかけていくべきではないか<sup>57</sup>。例えば、ビジネスに必要なエネルギーについて、全て再生可能エネルギーを使うことを目標とする環境イニシアチブ「RE100」<sup>58</sup>のように、民間主導で明確なターゲットを設定する方法もある。

環境問題やエネルギー需給は、外部性の強いテーマであり、一つの国や企業の努力では問題解決に至るものではない。長期的に見れば、温室効果ガスにおける「実質排出ゼロ」という目標を達成することが各国に求められるなかで、その削減過程において、日本をはじめとした先進国は、それを実現する先進的な技術を分野ごとに有している。例えば、日本においては、化石燃料発電の高効率化技術、

<sup>55</sup> ドイツはもともと電力の石炭火力依存が高かったが、2019 年 1 月に、政府の「脱石炭委員会」が、国内の石炭火力発電所を 2038 年までに全廃する計画を提示し、同 2 月にはメルケル首相もその計画を支持した。また、同 6 月には、その計画について 4 州と合意している。

<sup>56</sup> 2016 年時点で 25%だが、2020 年に 39%、2030 年に 53%と予測している。

<sup>57</sup> 経済同友会としての環境問題への向き合い方については、環境・資源エネルギー委員会『パリ協定長期戦略の策定に向けて - 2030 年目標の確実な達成と 2050 年の展望 -』（2019 年 2 月 28 日）を参照。

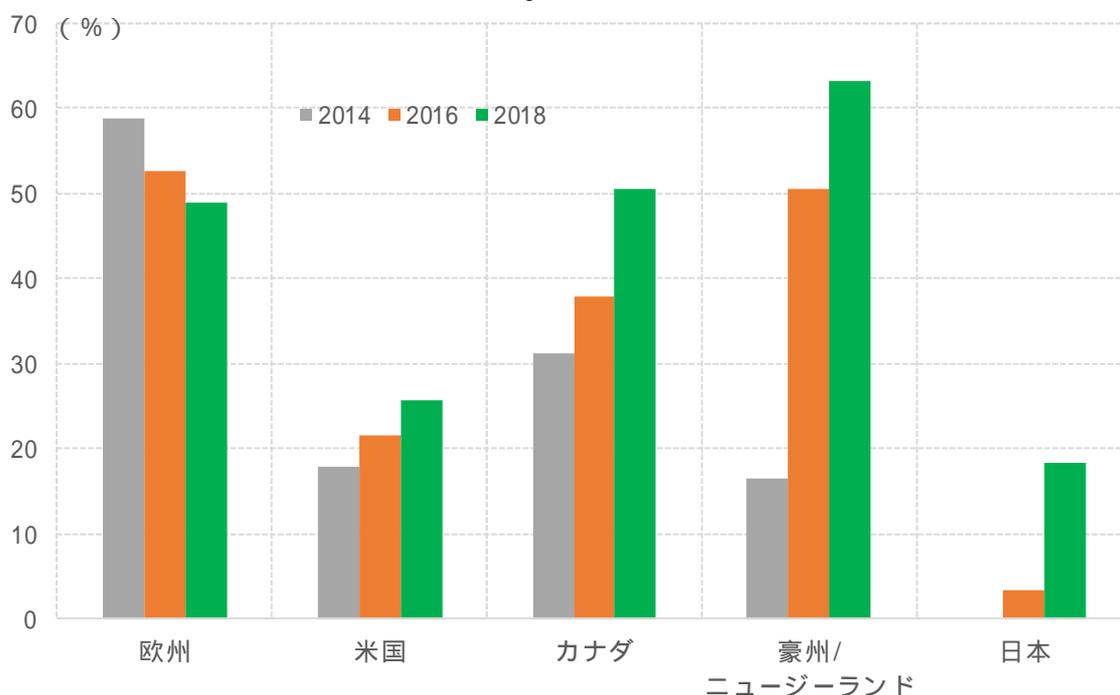
<sup>58</sup> 英国 NGO の TCG が 2014 年に創設した環境イニシアチブ。世界の民間企業が 200 社以上参加しているほか、環境省が 2018 年に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画した。

二酸化炭素回収技術等である。そうした技術を、国際協調の理念のもとで、いかにグローバルベースで活用できるかが、環境問題への取り組みによる成果を左右することになる。技術分野での環境問題への貢献は、政府の方針<sup>59</sup>のもとで、民間が主導できる部分であり、積極的に関与していくべきである。

加えて、現在の世界の潮流としては、ESG や SDGs にコミットしていなければ、ビジネス上の「取引先」、あるいはファンド等の「投資先」から除外されるような事態も発生している。実際、世界の主要国では、運用資産 (Managed Assets) 全体に占める ESG 投資の割合は、高水準を維持しており、多くの地域でその割合は上昇する傾向にある<sup>60</sup> (図表 7)。

これまで低水準だった日本においても、その増加幅は他国以上になっており、環境問題とビジネスの関連性への理解が進んでいることが伺える。民間企業はそれぞれ、こうした ESG 等の取り組みにおいて、どのレベルが現在の世界の「スタンダード」なのかをしっかりと認識し、対処していく、そのスタンダード作りにも貢献していく、といった努力が今後求められる。

図表 7：運用資産 (Managed Assets) に対する ESG 投資の割合



(資料) Global Sustainable Investment Alliance 「2018 Global Sustainable Investment Review」を基に経済同友会事務局作成

<sup>59</sup> 2020年1月に、日本政府は、パリ協定をベースとした温室効果ガスの排出削減の実現に向けた「革新的環境イノベーション戦略」を公表。

<sup>60</sup> 「2018 Global Sustainable Investment Review」では、欧州は ESG 投資の定義が厳格化されたため、運用資産に対する ESG の割合が低下している、としている。

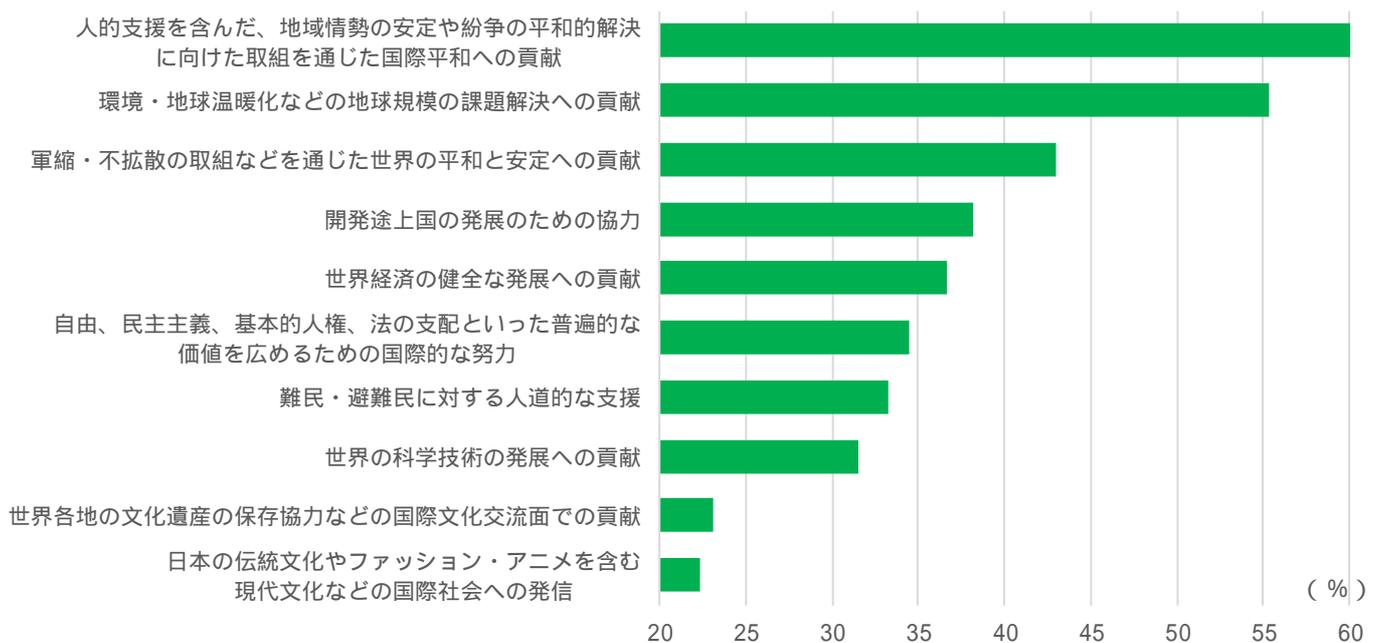
経済同友会は、そうした「スタンダード」を的確に認識したうえで、国際協調を進めていく上で有効かつ実効可能なメニューに、どのようなものがあるかを一覧表にまとめ、民間企業や政府、さらには一般社会に向けて公表することで、個別企業、あるいは民間全体の国際協調への取り組みを後押しできるのではないか。

#### 4. 追求が求められる、日本の理念としての国際協調

今日における国際協調体制の維持・拡大の成否は、突き詰めれば、関係各国および各企業が相互主義の重要性について共通認識を構築できるかにかかっている。そして、日本政府の現在に行っている取り組みと、民間による取り組みを、連携させつつ、両輪として回してこそ、その実現可能性が高まると思われる。

日本国憲法の前文に、「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」という記述があるように、わが国は、国際協調をベースに、国際社会でのプレゼンスを確保することを目標の一つとしてきた。そして国民自身も、こうした国際協調を通じた、平和構築、地球規模課題への取り組み、経済の健全な発展などこそが、日本の国際社会における役割だと考えている（図表8）。

図表8：日本の国際社会における役割に係る世論調査



（資料）内閣府「外交に関する世論調査」（2019年12月公表）を基に経済同友会事務局作成

経済同友会が発足したのは1946年と、日本国憲法の施行（1947年、公布は1946年）とほぼ同時期で、その時代背景もあり、国際協調は経済界を含む社会全体に要請されたものでもあった。世界の分断が顕著になっている現代社会だからこそ、民間企業の経営者が、当初の理念に立ち返り、ビジネスを通じて国際協調体制の維持・拡大の一端を担うことこそが、大きな意味を持つのではないだろうか。

## ．おわりに

本稿では、ポピュリズムの台頭・保護主義・自国優先主義の高まり等を遠因とし、結果として「国際秩序の揺らぎ」という形で顕在化したグローバルな「連携」上の各種課題を、経済連携、経済安全保障、国際協調体制の3つの側面から分析し、そうした問題を解決に導くために、日本がどのような役割を担い、責任を果たしていくかを検討・考察してきた。

経済連携面においては、日本は、CPTPP や日 EU・EPA 等の交渉同様、自由貿易・国際協調の旗手として、引き続き経済連携協定の推進・拡大に注力し、「ルールベースの国際秩序」の再構築を目指すべきである。数多くの国や地域と率直かつ建設的な会話ができる日本への信頼は、歴史的に育まれたものであり、また日本の大きな強みでもある。加えて、日本において官民連携をさらに効率的に機能させれば、より効果的な提案を世界に向けて発信することができよう。

安全保障面においては、これまでの「伝統的安全保障」に加え、国民の日々の生活や経済活動を守るため、環境問題等にも配慮しつつ、エネルギーや食糧の調達に係る体制を整備することや、「Economic Statecraft」への対応によって、経済的リスクを最小化させる「経済安全保障」の枠組みを構築することが、日本には求められる。民間企業としても、これまでも実施してきたが、生産効率の向上や、機微技術に係る情報流出の防止などに、より一層注力していくべきである。

国際協調面においては、関係各国および各企業が相互主義（レシプロ）をいかに尊重し、いかに共通認識を構築できるか次第で、今後の国際協調体制の先行きが左右される、ということ再認識する必要がある。また、直近で注目されている課題、例えば環境問題や新型コロナウイルス感染症問題への対処・解決についても、同様の姿勢が求められる。こうした中で日本は、自国の比較優位を把握したうえで、国際連携のコーディネーターとしての活動を通じ、現在のグローバル社会におけるプレゼンスの拡大に繋げていくことが可能であろう。

上記の3つの観点から共通して得られた示唆は、国際協調のもとでのグローバルな「連携」がいかに重要であるか、ということである。日本としては、価値観を共有する国々と歩調を合わせ、時には価値観を共有出来ない国々に自身の考え方を伝えていくことが、グローバル社会、ひいては自国の利益に繋がると思われる。そのためにも、国民的議論を経たうえで、例えば多国間経済連携への取

り組み、経済安全保障の立ち位置、環境問題、などについて、国家としての方針・方向性を明確にして、それを国内はもちろんのこと、グローバルに発信していくべきである。

そのなかで民間企業は、技術、教育、資金等の多様な側面から、地域社会への貢献等を通じて、海外における「仲間」作りを進めつつ、「連携」の維持・拡大に貢献していくことが求められる。経済同友会および企業経営者は、本稿で取り上げた各種国際問題について、より一層思索と議論を深め、事業活動における実践や、各国の経済団体との交流・意見交換、世界の経営者とのネットワーキングといった行動と意見発信により、「連携」の重要性を広く国内外に示していくことができるのではないか。

以 上

## 2019 年度 国際問題委員会 活動実績

### ＜ 国際問題委員会 ＞

日程	会合名	テーマ・講師等
2019 年 6 月 20 日	第 1 回正副 委員長会議	活動計画の討議
2019 年 7 月 4 日	第 1 回 会合	「今後の経済面における外交課題」 山崎和之 外務省 外務審議官（経済）
		活動計画の討議
2019 年 9 月 11 日	第 2 回 会合	「米中対立から見る関係各国の外交のあり方と、 問題解決に向けた処方箋」 野上義二 日本国際問題研究所 副会長
2019 年 10 月 3 日	第 3 回 会合	「日本の通商戦略について」 広瀬直 経済産業省 通商政策局長
2019 年 11 月 20 日	第 4 回 会合	「グローバルプレイヤーとして日本が進む道 ～ JICA の目指すもの～」 山田順一 国際協力機構（JICA）理事
2019 年 12 月 23 日	第 5 回 会合	「最近の経済外交 - G20 外相会合、日米貿易協定、RCEP 等 - 」 山上信吾 外務省 経済局長
2020 年 1 月 15 日	第 2 回正副 委員長会議	報告書の骨子（案）の審議
2020 年 1 月 16 日	第 6 回 会合	「気候変動の geopolitics」 玉木 林太郎 国際金融情報センター 理事長
		報告書の骨子（案）の審議
2020 年 2 月 12 日	第 3 回正副 委員長会議	報告書（案）の審議

（注）所属、役職は当時

< 安全保障分科会 >

日程	会合名	テーマ・講師等
2019年 9月5日	第1回 会合	活動計画の討議
2019年 10月8日	第2回 会合	「エネルギー安全保障におけるエネルギー資源外交の現状と今後の方向性」 豊田正和 日本エネルギー経済研究所 理事長
2019年 11月12日	第3回 会合	「経済安全保障の動向と外為法の改正について」 香山弘文 経済産業省 経済安全保障室長
2019年 12月3日	第4回 会合	「資源・食糧安全保障の現状と、日本の取るべき戦略」 柴田明夫 資源・食糧問題研究所 代表
2020年 1月21日	第5回 会合	報告書の骨子（案）の審議
2020年 2月5日	第6回 会合	報告書（案）の審議

（注）所属、役職は当時

< 国際協調分科会 >

日程	会合名	テーマ・講師等
2019年 9月18日	第1回 会合	「国際協調の枠組み」 桑原進 外務省 国際協力局審議官（兼経済局審議官）
2019年 10月10日	第2回 会合	「国際協調体制強化に向けた WTO 改革の現状と、今後の方向性」 上野麻子 経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官（総括）
2019年 11月8日	第3回 会合	「最近の国際金融情勢」 有泉秀 財務省 国際局審議官
2019年 12月12日	第4回 会合	「アジア圏における国際協調と日本の役割」 横地晃 外務省 経済局政策課 課長
2020年 1月17日	第5回 会合	ディスカッション・セッション
2020年 2月4日	第6回 会合	報告書（案）の審議

（注）所属、役職は当時

2020年 5月現在

## 2019年度 国際問題委員会 委員名簿

(敬称略)

### 委員長

宮 田 孝 一 (三井住友銀行 取締役会長)  
成 川 哲 夫 (日本曹達 取締役)

### 副委員長

石 黒 徹 \* (石黒徹法律事務所 弁護士)  
川 名 浩 一 (日揮ホールディングス 副会長)  
神 津 多可思 (リコー経済社会研究所 所長)  
平 手 晴 彦 (武田薬品工業 コーポレート・オフィサー)  
松 崎 正 年 (コニカミノルタ 取締役会議長)  
武 藤 光 一 (商船三井 特別顧問)  
山 添 茂 (丸紅パワー&インフラシステムズ 会長))

### 委員

浅 井 勇 介 (ナットウエスト・マーケット証券 取締役社長)  
浅 沼 章 之 (浅沼組 執行役員)  
足 達 則 史 (電通 執行役員)  
穴 山 眞 (日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)  
荒 川 詔 四  
有 田 浩 之 (ブラックロック・ジャパン 取締役社長)  
飯 塚 哲 哉 (ザインエレクトロニクス 取締役会長)  
石 井 直 (電通グループ 顧問)  
石 塚 達 郎 (日立製作所 アドバイザー)  
石 橋 さゆみ (ユニフロー 取締役社長)  
井 出 達 也 (フジタ 取締役常務執行役員)  
伊 藤 秀 俊 (アプロテック 取締役社長)

稲葉延雄	(リコー 取締役会議長)
岩本敏男	(NTTデータ 相談役)
薄井充裕	(新むつ小川原 取締役社長)
内田高史	(東京ガス 取締役社長)
内山英世	(朝日税理士法人 顧問)
姥貝卓美	(三菱ケミカル 特別顧問)
浦田晴之	(オリックス銀行 取締役社長)
江田麻季子	(世界経済フォーラム J a p a n 日本代表)
大岡哲	(大岡記念財団 理事長)
大賀昭雄	(東通産業 取締役社長)
大久保和孝	(大久保アソシエイツ 取締役社長)
大塚紀男	(日本精工 相談役)
大西賢	(日本航空 特別理事)
岡田晃	(ANA総合研究所 取締役社長)
奥村幹夫	(SOMPOホールディングス グループCSO 執行役常務)
尾崎弘之	(パワーソリューションズ 取締役)
小野俊彦	(お茶の水女子大学 特別顧問)
小野傑	(西村あさひ法律事務所 代表パートナー)
織畠潤一	
小幡尚孝	(三菱UFJリース 特別顧問)
海堀周造	(横河電機 アドバイザー)
片岡丈治	(片岡物産 取締役会長)
加藤奂	(京王電鉄 相談役)
蒲野宏之	(蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)
河合良秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
川口均	(日産自動車 特別顧問)
川崎弘一	(J S R 取締役専務執行役員)
川島健資	(Teach For Japan 理事)

河田正也	(日清紡ホールディングス 取締役会長)
河原茂晴	(河原アソシエイツ 代表 公認会計士(日本ならびに米国))
木川 眞	(ヤマトホールディングス 特別顧問)
菊地麻緒子	(三井倉庫ホールディングス 常勤社外監査役)
木崎重雄	(キザキ・エンタープライズ 代表取締役)
木村浩一郎	(PwC Japan 代表執行役)
桐原敏郎	(日本テクニカルシステム 取締役社長)
九鬼克行	(ブラックストーン・グループ・ジャパン 取締役会長)
日下一正	(国際経済交流財団 会長)
熊谷亮丸	(大和総研 専務取締役)
栗山和也	(コマツ 常務執行役員)
高坂節三	(日本漢字能力検定協会 代表理事 会長兼理事長)
河野栄子	
越村敏昭	(東急 相談役)
五嶋賢二	(富士電機 執行役員)
小林いずみ	(ANAホールディングス/みずほフィナンシャルグループ/三井物産 社外取締役)
齋藤真一	(農林中金総合研究所 取締役社長)
斎藤祐馬	(デロイト トーマツ ベンチャーサポート 取締役社長)
酒井重人	(グッゲンハイム パートナーズ 取締役副会長)
坂本和彦	(Veoneer Inc. 取締役)
櫻井祐記	(富国生命保険 取締役専務執行役員)
笹尾佳子	(レオパレス21 社外取締役)
佐藤葵	(ジェムコ日本経営 取締役社長)
佐藤誠治	(東京スター銀行 上席顧問)
島崎 豊	(丸紅 顧問)
島田圭子	(マーサージャパン 代表取締役)
下村満子	(東京顕微鏡院 特別顧問)
白井 均	(日立製作所 シニアストラテジスト)

白井芳夫	(フジクラ 取締役)
陳野浩司	(国際金融公社 チーフ・インベストメント・オフィサー)
菅井博之	(住友商事 執行役員)
菅原郁郎	(トヨタ自動車 取締役)
杉元宣文	(日本政策投資銀行 常務執行役員)
鈴木英夫	(日本製鉄 常務執行役員)
鈴木正俊	(ミライト 取締役会長)
関根愛子	(日本公認会計士協会 相談役)
瀨山昌宏	(インターエックス 取締役社長)
高木真也	(クニエ 取締役社長)
高木純夫	(日本漢字能力検定協会 執行役員)
高島幸一	(高島 取締役社長)
高橋勉	(公認会計士 高橋勉事務所 公認会計士)
高橋亨	(グロービス マネジング・ディレクター)
高橋衛	(HAUTPONT研究所 代表)
田代桂子	(大和証券グループ本社 取締役 兼 執行役副社長)
多田幸雄	(双日総合研究所 相談役)
田中孝司	(KDDI 取締役会長)
田中達郎	(シティグループ証券 取締役会長)
田中良治	(三菱ケミカル 常勤監査役)
田沼千秋	(グリーンハウス 取締役社長)
田村良明	(川崎重工業 社外取締役)
淡輪敏	(三井化学 取締役会長)
塚本隆史	(みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問)
辻幸一	(EYジャパン Chairman & CEO)
土屋達朗	(フジタ 上級顧問)
手納美枝	(アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)
曄道佳明	(上智学院 上智大学長)
富田純明	(日進レンタカー 取締役会長)

富田 秀夫	(リフィニティブ・ジャパン 取締役社長)
内藤 隆明	(縄文アソシエイツ 取締役社長)
中島 基善	(ナカシマホールディングス 取締役社長)
長嶋 由紀子	(リクルートホールディングス 常勤監査役)
中谷 昇	(ジャステック 取締役社長)
中塚 晃章	(ジヤトコ 取締役社長兼最高経営責任者)
中西 孝平	(海外投融資情報財団 理事長)
永久 幸範	(ブランク・ブザーズ・ヒューマン・インベストメント・サービス 代表取締役)
中村 彰利	(アスパラントグループ 取締役社長)
永山 妙子	(プレリユードーズ 代表取締役)
鍋嶋 麻奈	(HiJoJo Partners 執行役員)
西 啓介	(ニッセイアセットマネジメント )
西川 知雄	(西川 シド・リ-オ-スティン法律事務所・外国法共同事業 代表弁護士)
西畑 一宏	(NTTデータ 顧問)
能見 公一	(ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問)
畑川 高志	(リバフェルド 代表取締役)
八馬 史尚	(J-オイルミルズ 取締役社長執行役員)
濱口 敏行	(ヒゲタ醤油 取締役相談役)
林 明夫	(開倫塾 取締役社長)
林 信秀	(みずほ銀行 常任顧問)
林 信光	(国際協力銀行 取締役副総裁)
林 由紀夫	(ダイキン工業 顧問)
樋口 智一	(ヤマダイ食品 取締役社長)
日比谷 武	(上智大学 )
平賀 暁	(マーシュ ブローカー ジャパン 取締役会長)
平野 英治	(メットライフ生命保険 取締役 副会長)
平野 圭一	(アクティヴィ 代表取締役CEO)
福川 伸次	(東洋大学 総長)

グレン・S・フクシマ	(米国先端政策研究所 上席研究員)
橘・フクシマ・咲江	(G&S Global Advisors Inc. 取締役社長)
藤 島 安 之	(イービストレード 取締役)
藤 田 昌 央	(サハリン石油ガス開発 取締役社長)
淵 田 誠 一	(コマツ 常務執行役員)
古 河 建 規	(S O L I Z E 取締役会長)
星 久 人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
程 近 智	(アクセンチュア 相談役)
堀 内 勉	(トーラス 顧問)
堀 切 功 章	(キックマン 取締役社長CEO)
増 田 健 一	(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー)
益 戸 正 樹	(U i P a t h 特別顧問)
増 淵 稔	(日本証券金融 特別顧問)
松 江 英 夫	(デロイト トーマツ コンサルティング パートナー)
丸 山 容 子	(思文閣 執行役員)
蓑 田 秀 策	(オプトホールディング 取締役)
宮 内 淑 子	(ワイ・ネット 取締役社長)
三 宅 伊智朗	(S & P グローバル・ジャパン 特別顧問)
三 宅 康 晴	(原田工業 取締役社長)
宮 下 永 二	(フェリック 代表取締役)
宮 原 幸一郎	(東京証券取引所 取締役社長)
宮 本 潤 二	(東鉄工業 顧問)
森 口 隆 宏	
安 田 育 生	(ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)
山 岡 浩 巳	(フューチャー 取締役)
山 田 匡 通	(イトーキ 取締役会長)
山 本 謙 三	(オフィス金融経済イニシアティブ 代表)
横 山 隆 吉	(不二工機 取締役社長兼グループCEO)
横 山 晴 通	(不二工機 取締役専務執行役員)

吉川 淳	(野村不動産ホールディングス 取締役会長)
吉田 康子	(シェルジャパン 取締役社長)
吉丸 由紀子	(積水ハウス 取締役)
米田 隆	(TMI 総合法律事務所 )
渡部 一文	(アマゾンジャパン バイスプレジデント)
渡部 賢一	(野村ホールディングス 名誉顧問)
鰐淵 美恵子	(銀座テラーグループ 取締役会長)

以上168名

\* 石黒 徹様は 2020年 5月18日、逝去されました。

#### 事務局

石井 靖幸	(経済同友会 執行役)
野村 拓也	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)
奥 智之	(経済同友会 政策調査部 参与)

2020年5月現在

## 安全保障分科会 委員名簿

(敬称略)

### 座長

武藤 光一 (商船三井 特別顧問)

### 副座長

山添 茂 (丸紅パワー&インフラシステムズ 会長)

### 委員

石塚 達郎 (日立製作所 アドバイザー)

稲葉 延雄 (リコー 取締役会議長)

大岡 哲 (大岡記念財団 理事長)

大久保 和孝 (大久保アソシエイツ 取締役社長)

大塚 紀男 (日本精工 相談役)

岡田 晃 (ANA総合研究所 取締役社長)

尾崎 弘之 (パワーソリューションズ 取締役)

小野 俊彦 (お茶の水女子大学 特別顧問)

小野 傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

加藤 奂 (京王電鉄 相談役)

川名 浩一 (日揮ホールディングス 副会長)

木崎 重雄 (キザキ・エンタープライズ 代表取締役)

桐原 敏郎 (日本テクニカルシステム 取締役社長)

熊谷 亮丸 (大和総研 専務取締役)

神津 多可思 (リコー経済社会研究所 所長)

櫻井 祐記 (富国生命保険 取締役専務執行役員)

菅原 郁郎 (トヨタ自動車 取締役)

鈴木 英夫 (日本製鉄 常務執行役員)

瀨山 昌宏 (インターエックス 取締役社長)

高木 真也 (クニエ 取締役社長)

高木 純夫	(日本漢字能力検定協会 執行役員)
高橋 亨	(グロービス マネジング・ディレクター)
高橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)
土屋 達朗	(フジタ 上級顧問)
手納 美枝	(アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)
曄 道佳明	(上智学院 上智大学長)
永久 幸範	(ブ라운・ブザース・ヒューマン・インベストメント・サービス 代表取締役)
中村 彰利	(アスパラントグループ 取締役社長)
成川 哲夫	(日本曹達 取締役)
畑川 高志	(リバフェルド 代表取締役)
林 明夫	(開倫塾 取締役社長)
林 由紀夫	(ダイキン工業 顧問)
平賀 暁	(マーシュ プロカー ジャパン 取締役会長)
福川 伸次	(東洋大学 総長)
グレン・S・フクシマ	(米国先端政策研究所 上席研究員)
橋・フクシマ・咲江	(G&S Global Advisors Inc. 取締役社長)
藤島 安之	(イービストレード 取締役)
星 久人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
堀内 勉	(トーラス 顧問)
宮田 孝一	(三井住友銀行 取締役会長)
山岡 浩巳	(フューチャー 取締役)
渡部 賢一	(野村ホールディングス 名誉顧問)
鰐淵 美恵子	(銀座テラーグループ 取締役会長)

以上45名

## 事務局

石井 靖幸	(経済同友会 執行役)
野村 拓也	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)
橋本 真人	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)

2020年5月現在

## 国際協調分科会 委員名簿

(敬称略)

### 座長

神 津 多可思 (リコー経済社会研究所 所長)

### 副座長

平 賀 暁 (マーシュ ブローカー ジャパン 取締役会長)

### 委員

石 黒 徹 \* (石黒徹法律事務所 弁護士)

石 塚 達 郎 (日立製作所 アドバイザー)

大 岡 哲 (大岡記念財団 理事長)

大久保 和 孝 (大久保アソシエイツ 取締役社長)

大 塚 紀 男 (日本精工 相談役)

尾 崎 弘 之 (パワーソリューションズ 取締役)

川 名 浩 一 (日揮ホールディングス 副会長)

木 村 浩一郎 (PwC Japan 代表執行役)

熊 谷 亮 丸 (大和総研 専務取締役)

小 林 いずみ (ANAホールディングス/みずほフィナンシャルグループ/三井物産  
社外取締役)

坂 本 和 彦 (Veoneer Inc. 取締役)

杉 元 宣 文 (日本政策投資銀行 常務執行役員)

鈴 木 英 夫 (日本製鉄 常務執行役員)

関 根 愛 子 (日本公認会計士協会 相談役)

高 橋 衛 (HAUTPONT研究所 代表)

田 中 良 治 (三菱ケミカル 常勤監査役)

手 納 美 枝 (アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)

長 嶋 由紀子 (リクルートホールディングス 常勤監査役)

中 谷 昇 (ジャステック 取締役社長)

成川哲夫	(日本曹達 取締役)
林明夫	(開倫塾 取締役社長)
平手晴彦	(武田薬品工業 コーポレート・オフィサー)
グレン・S・フクシマ	(米国先端政策研究所 上席研究員)
橋・フクシマ・咲江	(G&S Global Advisors Inc. 取締役社長)
星久人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
堀内勉	(トーラス 顧問)
堀切功章	(キッコーマン 取締役社長CEO)
宮田孝一	(三井住友銀行 取締役会長)
武藤光一	(商船三井 特別顧問)
山岡浩巳	(フューチャー 取締役)
山添茂	(丸紅パワー&インフラシステムズ 会長)
渡部一文	(アマゾンジャパン バイスプレジデント)
鰐淵美恵子	(銀座テラーグループ 取締役会長)

以上35名

\* 石黒 徹様は 2020年5月18日、逝去されました。

## 事務局

石井靖幸	(経済同友会 執行役)
野村拓也	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)
奥智之	(経済同友会 政策調査部 参与)